

大分市 国土強靱化地域計画

令和3年3月改訂



大分市

～ はじめに ～

我が国は、これまで度重なる大規模自然災害から得られた教訓を踏まえて、災害対策基本法の制定をはじめとした様々な防災対策を講じてきました。しかしながら、その歴史を振り返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

こうした事態を避けるためには、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、先ずは人命を守り、致命的な被害を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築しておくことが重要とされ、国は、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成26年6月、同法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定しました。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者、市民などの関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、本市においても、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な地域・経済社会の構築に向けて、国や県などと一体となって強靱化に関する施策を計画的に推進するために、平成28年12月に「大分市国土強靱化地域計画」を策定しました。

計画策定後、全市を挙げて強靱化の取組を推進してまいりましたが、近年発生した災害の教訓等を踏まえ、国が平成30年12月に基本計画の見直しを行い、これに合わせて県も令和元年に計画を見直しました。

本市においても近年の社会情勢の変化や気候変動等を踏まえ、国や県の計画との調和を図るため、本計画を見直し、引き続き、国土強靱化に関する施策を効率的、効果的に推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。



目次

第1章	計画策定の趣旨、位置づけ	1
第2章	強靱化の基本的考え方	5
第3章	対象とする自然災害	9
第4章	脆弱性評価	15
第5章	地域強靱化の推進方針	21
第6章	計画の推進と重点化	55
	(用語の説明)	59
	(部局一覧)	63
	(別紙1) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	65
	(別紙2) プログラムごとの脆弱性評価結果	79



第1章

計画策定の趣旨、
位置づけ

第1章 計画策定の趣旨、位置づけ

1 計画策定の趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。平成25年12月公布・施行）の前文では、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模自然災害等の脅威に触れた上で、「今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。国においては、この基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、基本計画を基本として関係する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な国づくりを計画的に進めていくとしている。このことを受けて、大分県においても、「大分県地域強靱化計画」を平成27年11月に策定した。

本市においても、今後高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震や平成28年熊本地震のような内陸の活断層で発生する地震、これまで経験したことのない集中豪雨、近年、大型化する台風などによる被害が危惧される中、基本法の理念に基づき、平時から事前の備えを行っておくことが重要である。よって、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するために、「大分市国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。）」を策定する。

（改訂の経緯）

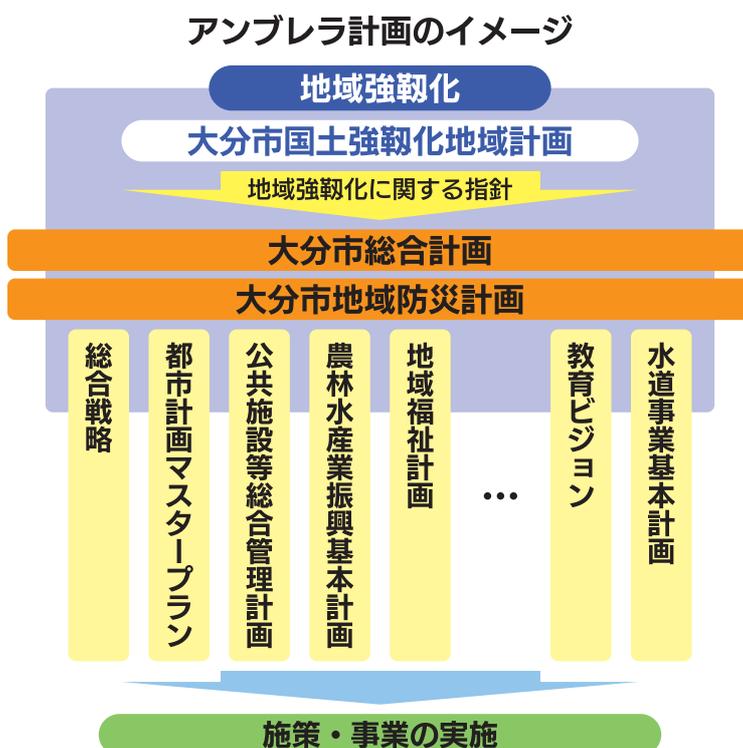
本市では平成28年に地域計画を策定後、「大分市強靱化アクションプラン」を毎年策定し、市をあげて地域強靱化の取組を推進してきた。

そのような中、国は基本法の公布・施行から5年が経過したことから、近年の災害から得られた知見や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月に基本計画を改訂した。また、これを受けて、大分県は令和2年3月に「大分県地域強靱化計画」を改訂している。

基本法第14条に鑑み、本市においても基本計画等との調和を図り、強靱化の取組をさらに進めるために地域計画を改訂するものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき、大規模自然災害に対して、本市が十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものである。また、本市における様々な分野の計画等において地域強靱化に関する施策の指針となるべきものであり、国における基本計画と同様に、次の図のとおり、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。



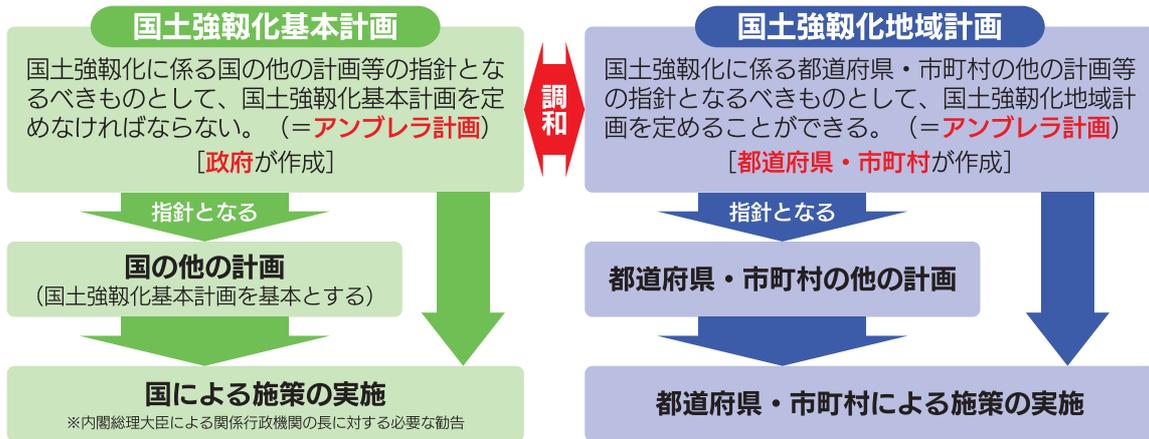
なお、本計画の策定においては、本市における最上位計画である総合計画と整合・調和を図ることに留意した。

また、本計画は、基本法第14条に「基本計画と調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、国の基本計画と地域計画の関係は4ページの図のとおりである。

さらに、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインでは、「都道府県と当該都道府県区域内の市町村間において、十分な連携を図りながら、基本計画と地域計画との調和を保つことと同様に、関係する地域強靱化計画相互の調和が確保されたものとなるよう留意する必要がある」とされている。

上記を踏まえ、本市においては強靱化を推進する上で、国・県と相互に連携・調和を図りながら取組を推進していくこととする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



第2章

強靱化の 基本的考え方



第2章 強靱化の基本的考え方

1 基本目標

東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、総合的な対応を、長期的な展望に立ち行っていくことが必要である。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、本市における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するために、国及び県と調和を保つことを踏まえ、下記の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 基本的な方針

地域強靱化に取り組むにあたり、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組むこと。
- ② 本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ③ 地域間連携の強化による相互応援体制の構築を図ること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市）と民（住民、民間事業者等）が適切に役割分担し連携協力して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

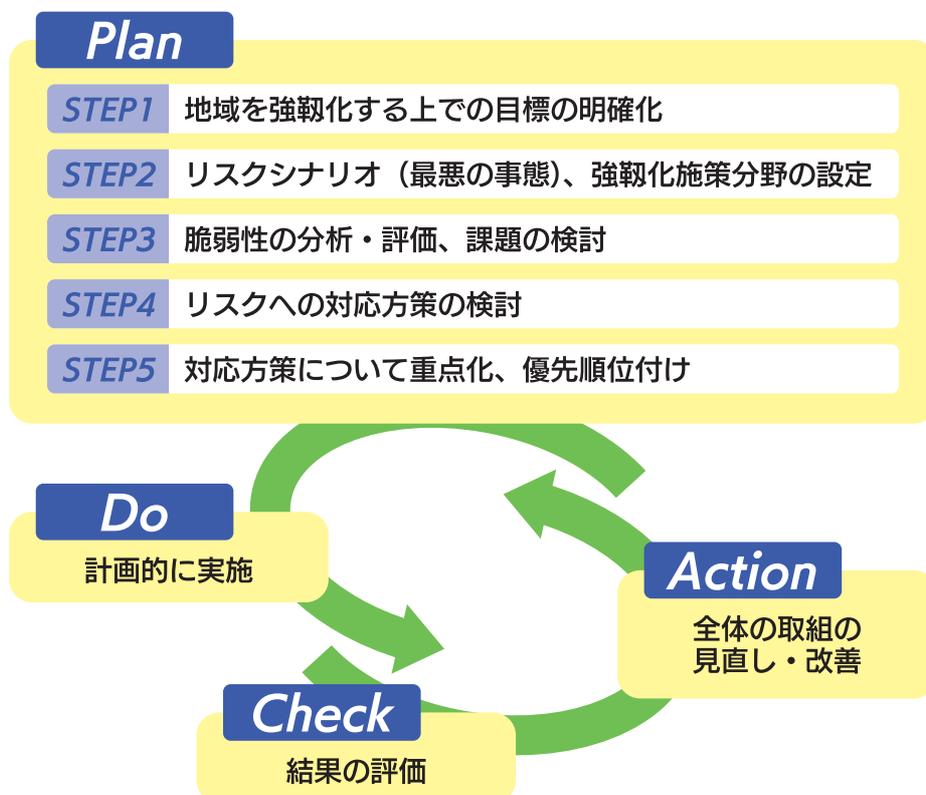
- ① 気候変動等による気象の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 先端技術を積極的に活用すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① コミュニティ機能の維持・向上、地域における強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び良好な景観の保全・形成に配慮すること。

3 基本的な進め方

「地域強靱化」は、いわば本市のリスクマネジメントであり、以下のP D C Aサイクルを繰り返すことにより、本市全体の強靱化の取組を推進する。



なお、国の基本計画では、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策の検討」に当たっては、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、部局横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策の集まり）を検討するアプローチが導入されており、本計画においても国が用いた手法を参考にして策定(見直し)を行うこととした。

第3章

対象とする
自然災害



第3章 対象とする自然災害

1 本市の特性

(1) 地勢

本市は、大分県の中央部に位置し、北は別府湾に面し、その広ぼうは東西50.8km、南北24.4kmに及び、面積は502.39km²を有している。

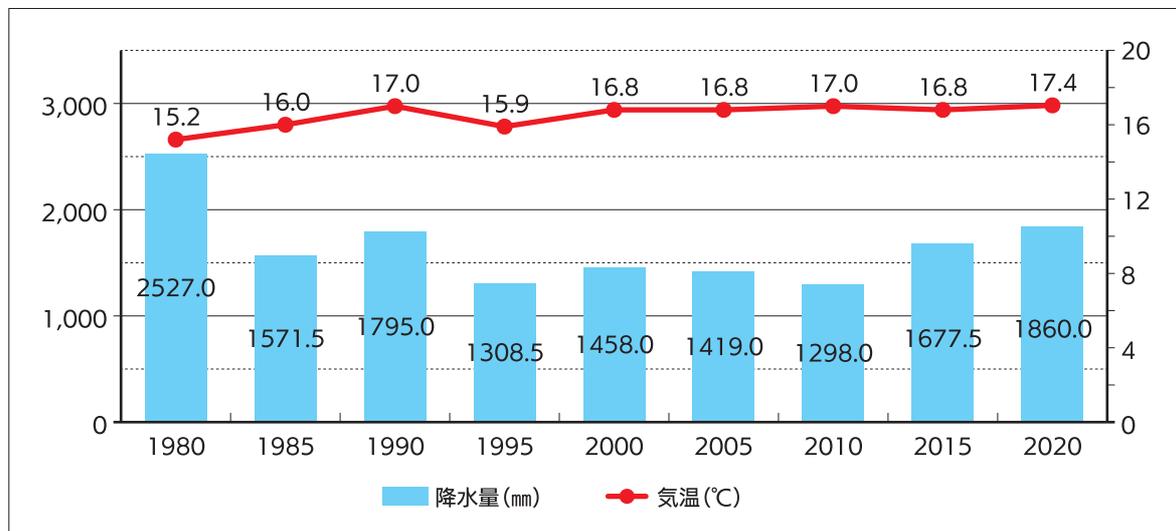
また、九州脊梁山地に源を発する大野川、大分川の二つの一級河川が大分市街地を貫流して別府湾に注いでおり、この河川沿いには、広大な大分平野が形成されている。

なお、現在は市街地化が進行しているほか、河口部では新産業都市計画等による埋立地が多く形成され、土地利用の高度化も行われている。

(2) 気象

本市は、温暖少雨を特色とする瀬戸内型気候区に属しており、沿岸部では年平均気温の平年値が16°Cを超え気候的には恵まれている。

また、大分市の年間降水量（平年値）は1644.6mmで、降水量が多いのは、6～7月の梅雨期と8～9月の台風期である。6～9月の4か月間に年間降水量の約56%を記録する。

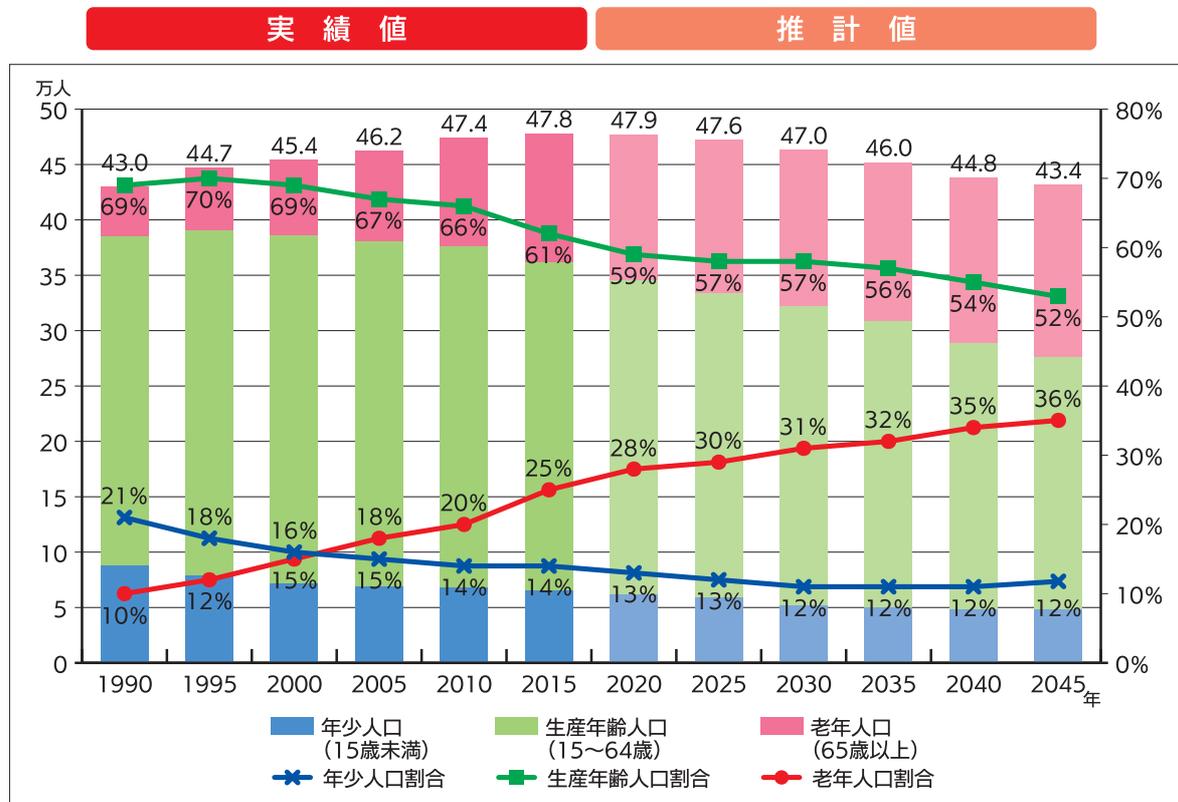


[出典：気象庁HP (過去の気象データ)]

(3) 人口構造

2015（平成27）年国勢調査によると、本市の総人口は478,146人、世帯数は203,515世帯である。本市の人口は、僅かではあるものの年々増え続けていたが、2016（平成28）年をピークに人口減少局面に入っており、世帯数は増え続けているが、一世帯当たりの世帯人員は減少傾向にある。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままの状況で人口が推移していけば、2015（平成27）年から2045（令和27）年までの30年間で、本市の総人口は約4.4万人、生産年齢人口（15歳から64歳）は約6.8万人減少する一方、老年人口（65歳以上）は約3.9万人増加し、高齢化率は36%に達すると予測されている。



※2015（平成27）年まで総務省統計局「国勢調査」
 （2020（令和2）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計）
 2000（平成12）年以前の人口は、旧佐賀関町、野津原町の人口を含む

[出典：大分市人口ビジョン]

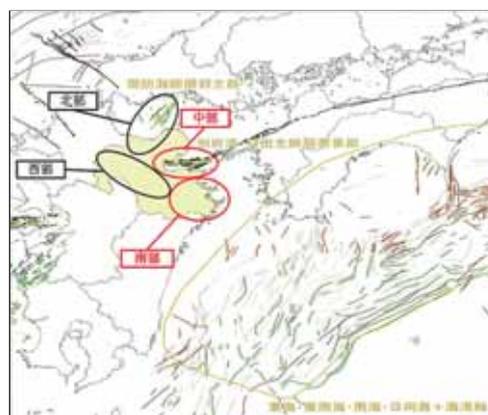
2 対象とする自然災害

本計画の災害リスクは、以下のような市内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とする。

（1）地震・津波

本市が主に被害を受ける地震には、海溝型地震（南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震）と活断層型地震（日出生断層帯、中央構造線断層帯「豊予海峡～由布院区間」、万年山～崩平山断層帯を震源とする地震）があり、地震動による建物の倒壊や斜面の崩落、液状化などによる被害が考えられる。

また、海域で発生した場合は甚大な津波被害も考えられる。



南海トラフ、日向灘周辺活断層図
 [応用地質(株)調査報告資料引用編集]



東北地方太平洋沖地震の津波被害
[出典：岩手県釜石市]

ア. 海溝型地震の特性

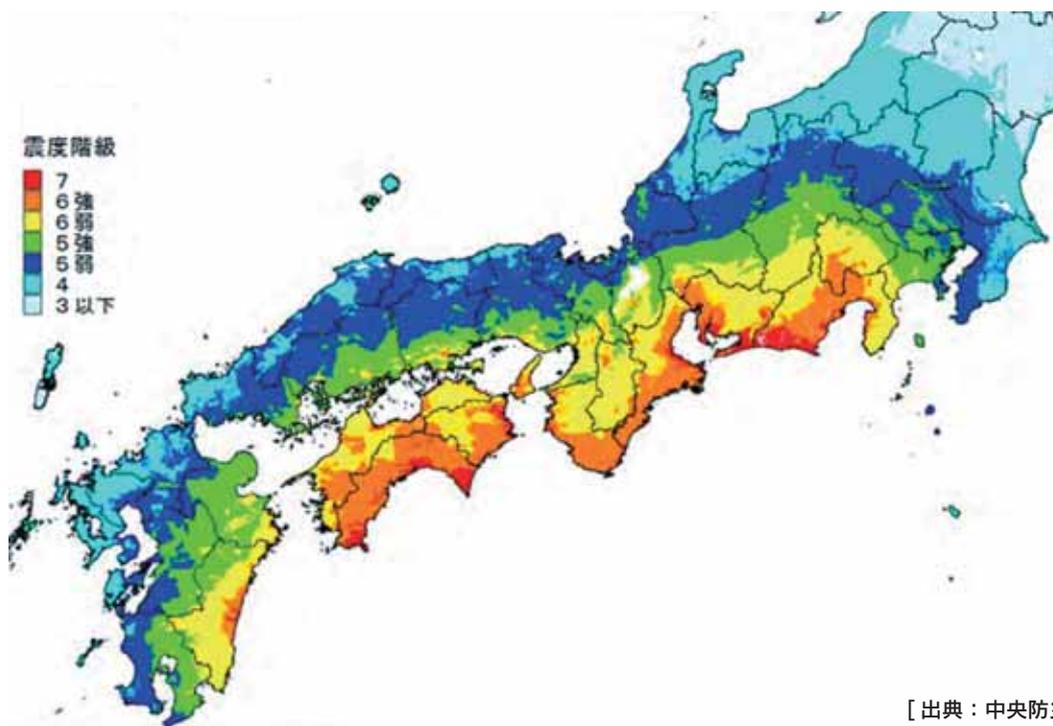
海溝型地震は、地震の規模を示すマグニチュードが8クラスの巨大地震になることが多く、津波を伴って被害が広範囲に及ぶ傾向にある。特に、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）のように、広域に甚大な津波被害が及ぶことが考えられる。

イ. 活断層型地震の特性

活断層型地震は、海溝型地震と比べると地震のマグニチュードは比較的小さいものの、平成28年熊本地震のように震源が浅い場合、地震動が大きくなり被害が甚大になる可能性がある。特に、平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように、都市部の直下で発生した場合、地震動による建物の倒壊や火災、ライフラインの断絶、地盤の液状化などによる大規模な被害の発生が考えられる。また、豊予海峡や別府湾を震源とした地震では、津波による大規模な被害も想定される。

とりわけ、南海トラフを領域とするマグニチュード8～9規模の海溝型地震が発生する確率は、今後30年以内に70～80%とされ、広域に影響を及ぼすと想定されている。

【南海トラフ沿いで発生する地震（震度の最大値の分布図）】



[出典：中央防災会議資料]

この南海トラフ地震について、大分県は「大分県津波浸水予測調査」及び「大分県地震津波被害想定調査」を実施しており、本市においても甚大な被害が想定されている。

また、平成25年12月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市は、平成27年3月、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるとともに、特に著しい津波災害が予想される「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

【南海トラフを震源とする地震による人的及び建物の被害について】

<想定ケース> 堤防が機能しない場合

	人的被害（人） ※夏12時		建物被害（棟） ※冬18時		災害発生1日後の避難者数（人）		
	死者	負傷者	全壊	半壊	避難所内	避難所外	合計
大分県	20,077	5,434	29,704	30,028	109,562	58,995	168,557
大分市	3,405	2,509	4,688	17,834	61,532	33,132	94,664

※大分県地震被害想定調査（平成31年公表版）より

（2）風水害

本市は、これまで台風により多くの被害を受けてきた。また、大分川・大野川の2つの一級河川が市街地を貫流しており、堤防決壊などによる大規模な河川氾濫は甚大な被害を招く可能性がある。さらに、市域内には約2,100箇所の土砂災害（特別）警戒区域を設定しており、大雨等により各地で災害が起きる可能性がある。



大分市の一級河川（大分川・大野川）
【出典：国土地理院の電子地形図】

【大分市に災害を起こした主な台風の記録とその被害】

台風襲来日	総降水量 (mm)	台風の経路	市内の主な被害
昭和49年 9月7～9日 台風7418号	228.0	鹿児島県枕崎市に上陸、県南部から豊後水道に抜けた。	死者2名、負傷者3名、 家屋全壊27棟、半壊21棟、 床上浸水1,355棟、床下浸水4,917棟
昭和51年 9月7～13日 台風7617号	428.5	九州南海上で12日午前中まで停滞、12日午後から北北東に進み、13日長崎市付近に上陸した。	死者2名、負傷者6名、 家屋全壊4棟、半壊5棟、 床上浸水1,102棟、床下浸水5,078棟
平成5年 9月2～4日 台風9313号	422.0	薩摩半島に上陸、佐伯市付近を通り、豊後水道に抜けた。	死者1名、負傷者9名、 家屋全壊6棟、半壊38棟、 床上浸水901棟、床下浸水2,713棟
平成17年 9月4～6日 台風0514号	375.0	屋久島の西海上から九州の西岸に沿って天草付近を通過し、長崎県諫早市付近に上陸し、玄界灘に抜けた。	負傷者4名、 家屋半壊4棟、一部損壊88棟、 床上浸水126棟、床下浸水375棟
平成29年 9月16～17日 台風1718号	313.5	鹿児島県垂水市付近に上陸後、宮崎県を通過し、日向灘に抜け、高知県に再上陸した。	負傷者3名（重傷2、軽傷1）、 半壊7棟、一部損壊29棟、 床上浸水55棟、床下浸水187棟

近年、平成26年8月豪雨による広島市土砂災害、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨などの前線に伴う豪雨災害、令和元年東日本台風など、全国各地でこれまで経験したことのない集中豪雨や台風による甚大な被害が生じており、本市においても同様の災害が発生する可能性は否定できない。



平成28年熊本地震 阿蘇大橋地区の大規模土砂災害
[出典：国土交通省作成「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」]



平成30年北海道胆振東部地震 厚真町の大規模土砂災害
[出典：国土交通省作成「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」]



令和元年東日本台風 千曲川における浸水被害状況
[出典：国土交通省作成「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」]



令和2年豪雨 球磨川における西瀬橋の流出
[出典：国土交通省作成「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」]

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

平成30年6月5日に国土強靱化推進本部で決定した「脆弱性評価の指針」に準じ、次の枠組み及び手順により大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

(1) 想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすことが予想される災害リスクとしては、自然災害のほか、コンビナート災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震では、国難とも言うべき甚大な被害が見込まれていることや、これまで経験したことのない集中豪雨、台風などの大規模自然災害は一度発生すれば、市内全域に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、それらの大規模自然災害を想定した評価を実施した。

(2) 施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第17条第4項）、下記のとおり、個別施策分野として7分野を、また横断的分野として5分野を設定した。

<個別施策分野>

- A. 行政機能
- B. 住宅・都市・環境
- C. 保健医療・福祉・教育
- D. 産業・エネルギー・情報通信
- E. 交通・物流
- F. 農林水産
- G. 地域防災

<横断的分野>

- ① リスクコミュニケーション
- ② 地域活性化・地域の生活機能の維持
- ③ 防災教育・人材育成
- ④ 老朽化対策
- ⑤ 先端技術の活用

(3) 目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしている（基本法第17条第3項）。この起きてはならない最悪の事態に関しては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして36の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

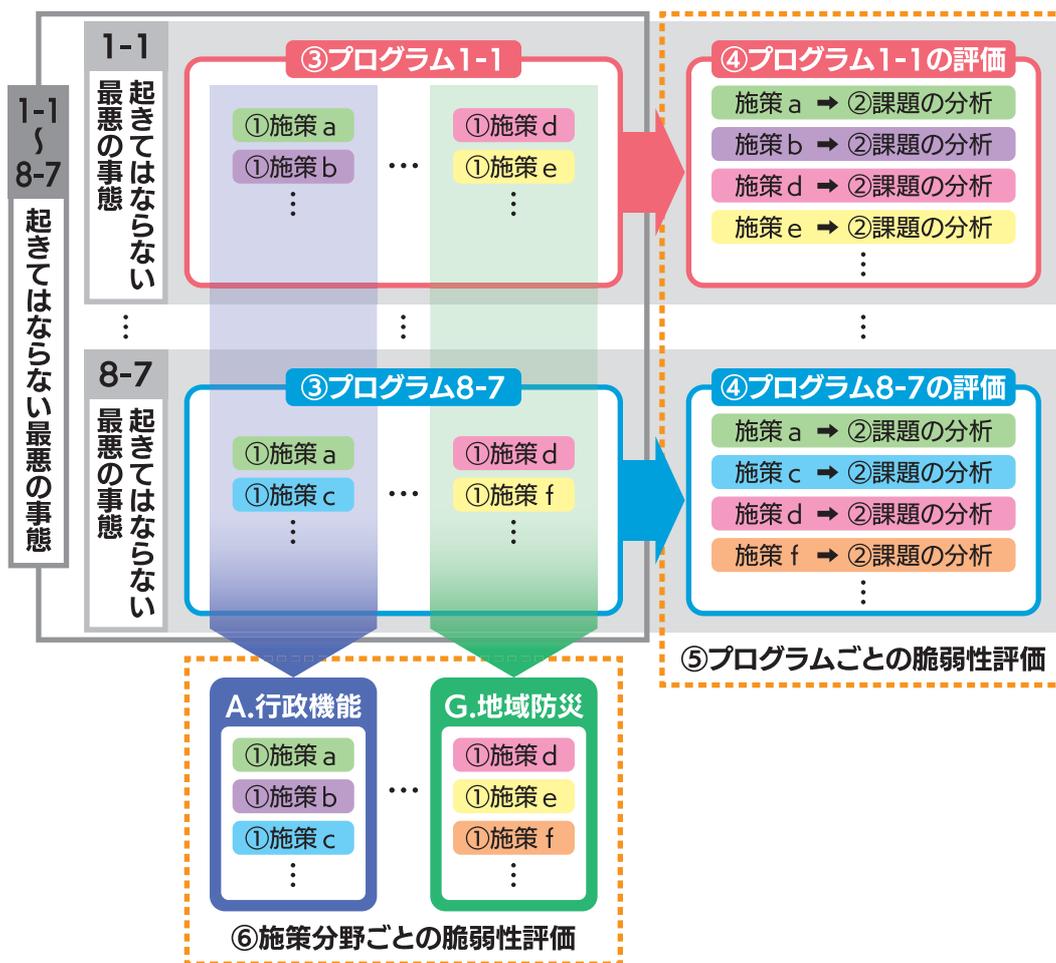
起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（関連死を防ぐ）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油、LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通網、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災施設の長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	農地・森林等の荒廃や、ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	風評被害等による市内経済等への甚大な影響

(4) 評価の実手順

脆弱性評価は、国の示すガイドラインを参考に、以下の手順で行った。

- ① 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を抽出する
- ② 個別の施策の課題を分析するとともに、達成度や進捗を把握する
- ③ ①で抽出した施策を部局横断的な「プログラム（施策の集まり）」として整理する
- ④ ②の分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握する
- ⑤ プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う
- ⑥ 施策分野ごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う



大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、いわば市の健康診断であり、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを改めて検討するもので、施策を効率的・効果的に進める上で必要不可欠なプロセスである。

なお、個別施策ごとの課題分析に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定することとし、プログラムごとの達成度・進捗の把握に当たっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとに代表的な指標をできる限り選定した。

また、国及び県や民間事業者等が独自に行っている取組等も、必要に応じて評価の対象に含めることとする。

2 評価結果のポイント

評価結果は、別紙1、2のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

地震や台風等による災害の発生を抑制するハード対策と、その想定を超えたときの避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、最悪の事態に展開することを阻止していく必要がある。

(2) リダンダンシー（代替性・冗長性等）の確保とBCP（事業継続計画）の策定・実効性担保が必要

行政機能、産業・エネルギー・情報通信、交通・物流等の社会基盤のリダンダンシーを確保するとともに、それらの上に成り立つ産業等におけるBCPの策定と、その不断の見直し及び訓練実施等により実効性を担保していく必要がある。

(3) 庁内横断的な取組と国・県、民間事業者、市民等との連携が必要

地域強靱化に取り組む実施主体は、本市のみでなく、国・県、民間事業者、NPO、市民等、多岐に渡る。効率的・効果的に地域強靱化の取組を実施するためには、複数の部局による庁内横断的な取組を推進するとともに、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化や、各実施主体間における連携と協力が必要である。

第5章

地域強靱化の 推進方針



第5章 地域強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果（別紙1、2）を踏まえ、地域強靱化に係る施策の取組方針として、以下のとおり強靱化の推進方針を策定した。

これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、主管する部局等を明確にした上で、関係部局等との推進体制を構築し必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策が、複数の事態の回避に資することが多いことから、重複する項目を排除するとともに、実効性向上の観点から、施策分野ごとに整理した「施策分野ごとの推進方針」を第1節に示す。また、「施策分野ごとの推進方針」のもととなった「起きてはならない最悪の事態」ごとに推進方針をとりまとめた「プログラムごとの推進方針」を第2節に示す。

1 施策分野ごとの推進方針

第4章で設定した7つの個別施策分野と5つの横断的分野について、それぞれの推進方針を以下に示す。

《個別施策分野》

A. 行政機能

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響し、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能が維持されるよう、職員も被災することを前提に業務継続計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る。【総務】【財務】【上下水】3-1
- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】2-1, 2-3, 2-4, 3-1, 8-2
- 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、受変電設備の高架化などにより浸水対策を行う。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について、引き続き実施し、電力供給遮断などの非常時に行政機能を維持する電力を確保する。【財務】【子ども】【都計】【教委】【上下水】3-1
- 防災機能の強化のため、災害への対応・復旧・復興に関連の高い部署や災害対策本部など

の行政機能を集積した防災拠点を含む公共施設を新たに整備する。あわせて、公用車等の浸水対策として、立体駐車場を整備する。【企画】【財務】3-1

- 広域かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える業務が発生するおそれがあることから、災害ボランティア等の受入体制を確立する。また、受援計画に基づき、救助活動・物資集積等の拠点整備を推進していくとともに、職員派遣等の広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、復旧・復興を円滑に進める体制を確立する。【総務】【福保】【消防】【上下水】8-2
- 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、防災関係機関との連携が重要となるため、複数のツールを活用した情報収集の方法を検討するとともに、収集した情報を共有する仕組みづくりを推進する。さらに、防災関係機関との合同訓練等を行うことで、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携強化を図る。【総務】【消防】2-3
- 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設の充実強化及び地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団員の確保、消防団の活動支援等を推進する。また、火災予防の推進や安全対策の推進、各種訓練等により災害対応能力の向上や、応急対応をより円滑に実施できるよう、防災関係機関との更なる連携強化を図る。【総務】【消防】1-2, 2-3, 7-1
- 高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、本市の常備消防力の強化を前提とし、大規模・特異災害に対する対応力の強化、高機能消防指令センターの効率化に向けた県内市町村との消防業務の一部について、連携・協力を推進する。【消防】4-2, 7-1
- 災害時の遺体処理に関する取組を進める。【市民】【福保】2-6

B. 住宅・都市・環境

- 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、耐震診断、耐震改修、空き家対策の補助制度の周知や支援等により、目標達成に向けたきめ細かな対策を行うとともに、吊り天井など非構造部材や倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策、老朽化した市営住宅の集約建替とその団地の居住機能再生もあわせて推進する。【財務】【土建】【都計】1-1
- 災害による避難者の居住環境が劣悪にならないように、市営住宅の長寿命化工事を行い、住宅確保を推進する。【土建】2-7
- 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の充実を図る。【土建】8-6
- 沿道地域への防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市

の骨格となる街路等の整備や、狹隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進する。【土建】 【都計】 1-2, 2-3, 7-1

- 災害後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の更なる推進を図る。【土建】 8-6
- 大規模盛土造成地マップに基づき、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等の検討を行う。また、被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保を行う。【都計】 1-1
- がけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建つ危険住宅に居住する市民に対して、安全な場所へ住宅を移転できるよう支援を行う。【都計】 1-5
- 災害時にも徒歩で生活し、自立できるコンパクトな都市づくりを推進する。また、道路の防災・震災対策や老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・地震・津波・雪害等の対策を引き続き推進するとともに、現状の施策では十分な対応ができない場合に備え対策を検討する。＜国＞＜県＞【農水】 【土建】 【都計】 1-1, 1-3, 2-2, 3-1, 5-1, 5-3, 6-4
- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所、避難路の確保や関係機関が連携した護岸補強等の推進、津波避難計画の策定の促進、早期避難の意識の醸成等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて実施する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】 【農水】 【土建】 【上下水】 1-3
- 河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に行う。また、水害を未然に防止し被害を最小限にするためには、ハード対策とソフト対策が一体となった減災体制の確立及び自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む。さらに、災害復旧を迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や浸水対策に必要な施設・資機材の整備を推進する。【土建】 【上下水】 1-4, 6-5, 8-4
- 過去に、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場等の建設を推進してきている。今後とも、昨今の頻発化・激甚化する豪雨、台風などの浸水被害を考慮した整備計画の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの浸水対策を進める。【上下水】 1-4, 6-5, 8-4
- 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域等の指定が完了することから、土砂災害対策事業等のハード対策や、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策の充実を図る。また、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。＜県＞【総務】 【土建】 1-5
- 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、応急給水体制の確立、広域的な応援体制の構築を進める。あわせて、災害時に早期復旧できるように関係機関との相互応援協定に基づいた資機材確保の強化を図る。【上下水】 2-1, 6-2
- 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新（耐震化）計画等に基づき行うが、ア

セットマネジメントの視点により、業務量、経費の平準化を図るとともに、災害時における浸水対策について、早期かつ効果的に復旧するために、電気、機械設備への「防水扉」等の設置を行う。【上下水】6-2

- 水道施設の災害時の電力遮断に備え、自家発電整備の設置などによる電力の確保対策を行う。【上下水】6-2
- 有機物質による水道水質への影響を回避するため、水質事故対策マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を適宜行うとともに、防災訓練や研修を実施し、その実効性の向上を図る。【上下水】7-5
- 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されることから、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用について普及・促進を図る。【総務】 【土建】6-2
- 農業集落排水施設の老朽化対策や耐震化、下水道施設（水資源再生センター、ポンプ場、主要な管渠等）の老朽化対策や耐震化・耐津波化を図り、被災時の公衆衛生を確保する。【農水】 【上下水】2-6,6-3
- 災害発生時に上下水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画（BCP）等の危機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る。【上下水】6-2,6-3
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進し、引き続き関係機関と連携し対応する。<国><県><民間事業者> 【環境】7-5
- 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図る。また、仮置場所等候補地の公有地や民有地の活用について、具体的な候補地の選定を進める。【環境】8-1
- 各清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ地震などによる工場被災も想定し更新計画の策定を進める。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する対応について協議する。【環境】8-1
- 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定するとともに、「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法を検討する。【環境】8-1
- 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（風水害等対策編）に基づき、各関係機関と連携を強化し、原子力災害対策を推進する。<国><県><民間事業者> 【総務】7-5
- 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高い。有事に備え、周辺自治体との連携や業務内容の見直しにより、必要な調査を迅速に行う体制の整備を図る。被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難

な状況が生じる可能性が高いことから、地域特性に配慮した復興が実現するよう、あらかじめ文化財の点検及び概要調査等を進め、アーカイブしておく。【教委】8-5

C. 保健医療・福祉・教育

- 広域かつ大規模な災害により、多くの市民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める。＜民間事業者＞【総務】【福保】【消防】2-5
- 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化を図る。また、インフラが被災すると災害派遣医療チーム（DMAT）等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されてしまうため、医療機能等を提供できないおそれがあることから、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の強化を図る。【福保】【消防】2-3, 2-5
- 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が多数避難することが考えられることから、福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定を推進する。また、指定避難所等で被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など医療活動等を支える取組を着実にを行う。【福保】2-5, 2-7
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進する。また、自主防災組織の活動を支援することで、実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する。【総務】【福保】1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-3
- 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組を通じて、防災教育を推進するとともに、将来に地域防災において活躍できる人材を育成するための取組を推進し、地域防災力の向上を図る。【総務】【子ども】【教委】【消防】4-2
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の摂取率の向上に取り組むとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策に関する普及啓発や、マスク・消毒液等の家庭内備蓄を推進する。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する。【総務】【福保】【環境】2-6
- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等の感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保てるよう対策を推進する。【総務】【福保】2-7
- 個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう大分市社会福祉協議会と連携し、企業、NPO、各種団体等で組織する「大分市災害ボランティ

アセンター運営委員会」において、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を行うための連絡調整等の確認及び受入体制の整備を行う。【福保】8-2

- 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収用できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進める。また、住民による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や、要配慮者への支援が行えるよう、避難所運営マニュアルの定期的な見直し及び運営訓練を推進する。【総務】【福保】2-7
- 地域防災計画において定める洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】1-4, 1-5
- 医療・社会福祉施設について、BCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。【福保】2-5

D. 産業・エネルギー・情報通信

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業ごとのBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定を推進する。〈県〉〈民間事業者〉5-1
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】5-2, 6-1, 7-2, 7-5
- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】5-2, 6-1, 7-2, 7-5, 8-4
- 道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【総務】8-2
- 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県等の関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する。また、大規模自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】5-1, 8-7
- 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する。また、観光自粛ムードを払拭するため、国や県等の関係機関との更なる連携強化を図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】8-7
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）

において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。【総務】 2-7

- 再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきた。また、水道事業においては配水池からの水流を利用した小水力発電に取り組み、下水道事業では下水汚泥の燃料化を進めている。引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。
【企画】 【環境】 【上下水】 2-5, 5-1, 6-1
- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供により、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を進めており、情報を共有するシステム整備や移動系防災行政無線等の通信設備の充実などの取組を着実に推進する。【総務】 【企画】 1-3, 3-1, 4-1, 4-2
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなど、ICTを活用した情報共有などの情報関係施策を推進する。【総務】 1-4, 1-5
- 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できるWi-Fi設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を図る。【企画】 【商労】 4-2
- 外国にルーツを持つ市民等に向け、国際課公式Facebookページを通じ、本市ホームページに誘導することで最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本ページの更なる周知を図る。また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供により、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めるとともに、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める。【企画】 4-2
- 大規模自然災害に備え、消防通信指令管制システムの対応力強化を推進し、機能を最大限活用できるよう一層の災害対応訓練を行う。【消防】 4-1

E. 交通・物流

- 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について、経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る。あわせて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、九州国道協会を通じて関係機関等と連携して検討を進める。＜国＞＜県＞ 【企画】 【土建】 【都計】 5-3, 6-4
- 市内の主要駅の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組について、国・県・交通事業者と連携して検討を行う。【企画】 【都計】 5-3, 6-4
- 災害発生時には地域の物流幹線等の道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。また、関係機関の連携により、資機材の充実や、災害対応支援システムを活用し迂回路を設定する等、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を

図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【土建】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 6-4, 8-2

- 市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等を円滑に実施できることや、中心市街地と各地区・地域間の交通ネットワーク化等が図られることから、引き続き都市幹線道路網及びこれらを補完する道路網の形成を推進する。【土建】【都計】5-3, 6-4
- 交通麻痺を回避する観点から、沿道建築物の倒壊による被害、避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、これらの耐震化を促進するとともに、建築物集合地域通過道路の指定に向け、国、県、市が連携して取り組む。また、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組を行う。〈国〉〈県〉【都計】5-3, 7-3
- 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保に努めるだけでなく、帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するための取組を推進する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】【都計】2-4
- 農道や林道は、農村・山間地域のネットワーク的な路網であり、地域の活性化に寄与するとともに、災害時には避難路や迂回路、代替輸送路としての利用が期待されるため、保全や整備を推進する。【農水】2-2, 5-3, 5-4, 6-4,
- 陸・海・空の物資輸送ルートを実実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【農水】【土建】【都計】2-1
- 災害時に食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応を検討する。また、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高める。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【商労】2-1, 2-7, 5-4
- 食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、物資調達・供給体制を確保する。【総務】2-1, 5-4

F. 農林水産

- 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を実施し、被害状況を勘案した上で優先順位を決定し、その結果に基づき改修を行うとともに、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせて推進する。【農水】1-4, 7-4

- 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対策として、再造林等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災・減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する。【農水】1-5, 7-4
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を促進しており、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成を行う。また、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図り、農村地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧の促進を図る。【農水】5-4, 7-4
- 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくためには、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行う。また、高齢化により離農する経営体も増えてきており、新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展につなげる。【農水】7-4
- 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、漁港における防波堤、物揚場、護岸等の機能強化に向けた対策工事を行う。【農水】5-4
- 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等で連携体制を強化し、状況に応じて発信すべき情報、発信経路などの検討を行う。〈国〉〈県〉【農水】8-7

G. 地域防災

- 避難者用の救助物資の備蓄を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の備蓄を促進する。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等を事前に検討する。〈県〉【総務】2-1, 2-2, 2-4
- 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・津波避難行動計画や風水害避難行動計画、防災マップ、マイ・タイムラインの作成、避難訓練、防災講話の実施や、地域が防災活動を推進するための資機材整備等の組織活動の活性化を支援する取組の充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を行う。【総務】8-3
- 災害時の情報伝達を目的とした地域の放送設備を整備するため、今後も自主防災組織を支援する取組を続ける。また、情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能強化を図る。【総務】【市民】4-2, 8-3
- 災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館は地域コミュニティの拠点施設であることから、建設や修繕、耐震補強等に対して継続して支援を行う。【市民】8-3
- 高度経済成長期に建設された郊外型住宅団地の活性化を目的に、指定団地において、空き

家や交通対策などの取組を進めることにより、他の団地や類似地域に波及させ、更なる活性化並びに地域コミュニティの再生を推進する。【土建】8-3

《横断的分野》

① リスクコミュニケーション

- 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市、民間事業者、関係団体、住民など各主体が連携・協働した防災・減災の取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、国土強靱化に関する取組をあらゆる機会を通じて周知等を行うことにより、地域のリスクを正しく理解・共有し、被害の減少を図る。
- 市民への広報活動や講演会等を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、防災訓練等を通じて、自主防災組織の活性化を図り、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援する。
- 「わが家の防災マニュアル」の配布や、建築物の耐震診断及び耐震改修の助成、避難行動要支援者等に対する支援など、市が実施する事業の周知を図り、市民の災害への備えを促進する。
- リスクコミュニケーションを進める上では地域コミュニティが基本となる。そこで、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、住民の社会的な関わりや増進及び地域力の強化に必要な取組を推進する。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進するとともに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーやスタッフを育成するため、研修を実施する。
- 気候変動による水災害リスクの増大に備え、これまでの河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う取組だけでなく、流域に関わる国・県・市・民間事業者・関係団体・住民などあらゆる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築するために、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を明確にし、ハード整備とソフト対策が一体となった「流域治水」の取組を推進する。

② 地域活性化・地域の生活機能の維持

- 幾多の大災害から、地域の絆や人と人のつながりの必要性が再認識され、地域コミュニティが担う役割の重要性が教訓として得られている。本市においても、本格的な人口減少社会を迎えるにあたり、少子高齢化の進行や核家族の増加、中山間地域の過疎化等により、地域の連帯感や帰属意識が薄れ、地域の防災力・活動力が低下することが懸念されることから、本市がこれまで取り組んできた自治会等への活動支援等をさらに充実させることによ

り、地域コミュニティを再生し、あわせてその活性化を図る。

- 地域をより活力あるものへと発展させていくために、若者の定住やU I Jターンを促進し、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図る。
- 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活性化にもつながる。平常時・非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う消防団の活動支援を推進する。自主防災組織において中心的役割を果たす防災士を養成するとともに、自主防災組織の活動支援等により自主防災組織の活性化・機能強化に取り組む。
- 県都にふさわしい中枢的な都市機能の集積に向けた広域都心の総合的な都市整備や、東九州の拠点都市として広域的な連携に必要な交通体系の整備などを促進し、都市機能や生活を支える機能を広域都心と各地区の地区拠点周辺にコンパクトに集積させ、市民一人ひとりが豊かさを実感でき、安全で快適な住みよいまちづくりを推進することにより、都市の魅力の向上と地域活性化、活力の維持・増進を図る。また、道路網の寸断等による集落の孤立を防ぐため、道路防災対策や急傾斜地崩壊対策事業など、市民の命と暮らしを守る社会資本整備を推進する。
- 人口減少・少子高齢化社会に適切に対応するため、本市を中心市とする大分都市広域圏における連携協約により、地域経済の活性化や生活機能の向上に取り組むとともに、大規模災害発生時における防災・減災体制の充実をはじめ、基礎自治体として単独では解決できない課題や、連携による相乗効果が期待できる施策などを検討するなか、新たな広域連携を推進する。
- 少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、集落同士をネットワークで結び、集落の内外で人が行き交い、助け合い、個々の機能を分担・補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」を実現する必要がある。このため、地域公共交通の確保・維持や道路整備等による地域生活交通システムを形成する。また、少子化で廃校となった校舎等を活用した地域コミュニティスペースの整備など、必要に応じて各地域にある生活拠点の多機能化を図る。

③ 防災教育・人材育成

- 様々な機会を通じてあらゆる世代等の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める必要がある。そこで、各主体の危機意識の向上を図るため、地震体験車やVR技術を用いた防災啓発映像等を活用し、災害・防災に対する関心を深める取組を進める。加えて、地球温暖化などの昨今の気候変動の影響により、更なる頻発化・激甚化が予想される豪雨災害等について理解を深める取組を推進する。
- 避難者の安全かつ健康的な生活が確保できるよう、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備するため、避難所運営マニュアルに基づき、市及び自主防災組織が連携して実施する訓練を推進する。
- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上や、災害情報を適時・適切に共有で

きる体制の強化を図るため、災害対応支援システムを活用した各種実践的な訓練等を通じて、関係機関における人材の育成を推進する。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成を推進する。

- 地域における防災意識の啓発や避難訓練の企画・実施において中心的な役割を果たす自主防災組織の活動の要となる防災士を養成する。あわせて、スキルアップ研修の充実や校区防災士協議会等の支援により、防災士の活動しやすい環境づくりを進める。
- 学校においては、自然災害等の知識や地域の特性、実態を十分に踏まえた防災教育・環境教育を進める。あわせて、児童・生徒が自然災害等による危険を認識し、自らの安全を確保する行動ができるよう、災害リスクに応じた実践的な避難訓練等を通じて、自他の生命を尊重し、災害に適切に対応する能力の基礎を培う。
- 未来を担う子どもたちが、人の命の尊さ、災害から生き残る術、困っている人を助けること、人と人のつながりや絆の大切さを学ぶことができるよう、防災体験事業等を通じて防災教育の一層の充実を図る。
- 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活力強化にもつながる。平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全・安心を守るという重要な役割を担う消防団の体制・装備を充実強化し訓練等を通じて人材の確保・育成の推進を図る。

④ 老朽化対策

- 本市では、昭和39年に新産業都市に指定されて以来、人口の急増にあわせて整備してきた公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、市民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供するため、大分市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減と平準化を図り、適切な維持管理・更新等を推進する。
- 公共施設等ごとに大分市公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を策定し、それに基づく定期的な巡視や劣化した箇所への補修等を適切に行い、施設の状態を良好に保ち、長寿命化させる取組を推進する。

⑤ 先端技術の活用

- 自主防災組織の防災訓練など、地域での防災教育を強化するためにVR技術を用いた防災啓発映像の活用や、スマートフォンを利用した防災アプリによる情報の提供など、先端技術の活用を推進する。
- ドローンによる発災直後の情報収集や公共インフラ施設の点検等、先端技術の積極的な活用を検討する。
- 産学官連携のもと、防災・減災に必要とされる多種多様なデータを統合・分析するプラットフォームの構築を推進する。

2 プログラムごとの推進方針

第4章で行ったプログラムごとの脆弱性評価結果を踏まえた各プログラムの推進方針を以下に示す。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、耐震診断、耐震改修、空き家対策の補助制度の周知や支援等により、目標達成に向けたきめ細かな対策を行うとともに、吊り天井など非構造部材や倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策、老朽化した市営住宅の集約建替とその団地の居住機能再生もあわせて推進する。【財務】 【土建】 【都計】
- 大規模盛土造成地マップに基づき、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等を検討する。【都計】
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の対策や道路施設等の耐震化を推進する。【土建】 【都計】
- 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力の向上を図る。【総務】 【子ども】 【教育】 【消防】

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、火災予防や安全対策の推進、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力の向上を図る。【消防】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せ、沿道地域の防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図り、都市の骨格となる街路等の整備を行う。また、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進する。【土建】 【都計】
- 防災体制の強化を図るため、引き続き常備消防力の充実強化を推進するとともに、大規模災害時には常備の消防力が限られることも想定し、消防団等の充実強化を促進する。【消防】

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【農水】【土建】【上下水】
- 津波からの避難を確実にを行うため、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の整備確保、無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める。【総務】【土建】
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進する。また、自主防災組織の活動を支援することで、実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する。【総務】【福保】
- 海岸保全施設は、波浪・高潮・侵食対策のみならず、比較的発生頻度の高い津波についても対応した施設整備を推進する。〈国〉〈県〉【土建】

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 水害を未然に防止し被害を最小限にするためには、水害監視カメラの整備など、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立及び自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む。【総務】【農水】【土建】
- 河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に行う。【土建】
- 想定最大規模の浸水想定区域図を用いた洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供し、市と地域が一体となって洪水避難対策を推進する。【土建】
- 地域防災計画に定める洪水浸水想定区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】
- 過去最大級の台風襲来で想定される最大規模の高潮についての浸水想定区域図を用いた高潮ハザードマップを作成・公表するなど、高潮被害に対する取組を推進する。【土建】
- 過去に、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場等の建設を推進してきている。今後とも、昨今の頻発化・激甚化する豪雨、台風などの浸水被害を考慮した整備計画の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの浸水対策を進める。【上下水】
- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育などを推進する。【総務】
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS

など、ICTを活用した情報共有などの情報関係施策を推進する。【総務】

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する。また、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、県の土砂災害警戒区域の指定に合わせ市民への周知を図る。【総務】【土建】
- 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域等の指定が完了することから、土砂災害対策事業等のハード対策や、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策の充実を図る。また、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。<県>【総務】【土建】
- 地域防災計画に定める土砂災害警戒区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する。<県><民間事業者>【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】
- 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、再造林等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災・減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ推進する。【農水】
- ため池の計画的な整備（ハード事業）を実施するとともに、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等のソフト施策に取り組み、地域防災力の強化を図る。【農水】
- がけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建つ危険住宅に居住する市民に対して、安全な場所へ住宅を移転できるよう支援を行う。【都計】
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなど、ICTを活用した情報共有などの情報関係施策を推進する。【総務】

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（関連死を防ぐ）

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルート

の確保を図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【農水】【土建】【都計】

- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。また、災害対応支援システムを活用し、道路の遮断箇所等の情報を国、県と共有し、迂回路を速やかに設定できる体制を整備する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】
- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】
- 避難者用の救助物資の備蓄については、学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における備蓄促進や、受援計画に基づく物資集積拠点の整備を進める。〈県〉【総務】
- 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進める。あわせて、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めていく。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【商労】
- 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定を適切に運用し、物資調達・供給する体制の整備を図る。【総務】
- 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進する。また、緊急遮断弁の設置検討や、給水基地の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を図る。【上下水】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 災害時にも徒歩で生活し、自立できるコンパクトな都市づくりを推進する。また、道路の防災・震災対策や老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・津波・雪害対策等を進めているが、進捗が途上であることや広域かつ大規模な災害が発生した場合、現状の施策では十分に対応できないおそれがあることなどの課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策の検討を進める。〈国〉〈県〉【農水】【土建】【都計】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める。また、農道橋や農道トンネルは耐震点検を実施することにより、適正な管理及び保全対策を行い、道路網としての役割を維持させるための取組を推進する。【農水】
- 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を

行う。〈県〉【土建】

- 中山間地域の活性化や家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。また、想定外の地域が孤立した場合には、ドローン等を活用し孤立地域の状況を把握するなど、通信手段や物資輸送の手段等の検討を行う。【総務】【農水】【消防】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】
- 消防団の活動支援、自主防災組織等の活性化支援、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、市域内の人材だけでは不足することが考えられるため、市域外からの応援部隊等の受入れ、連携活動の調整方法などについて受援計画に基づいて訓練や研修等を実施することで、大規模災害時の対応力の強化を推進する。【総務】【土建】【消防】
- 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、指揮命令系統の確立及び消防力の充実強化が重要である。引き続き、各種訓練や研修等を通じ、大規模災害時の対応力の強化を推進する。【消防】
- 災害対応を迅速かつ効率的に行うには、防災関係機関との連携が重要となるため、複数のツールを活用した情報収集の方法を検討するとともに、収集した情報を共有する仕組みづくりを推進する。さらに、防災関係機関との合同訓練等を行うことで、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携の強化を図る。【総務】【消防】
- 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化を図る。【消防】
- 緊急輸送道路の整備や狭隘道路の拡幅、公園・緑地の整備により、災害時に有効な活動拠点や活動経路の整備を推進する。【農水】【土建】【都計】
- 避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を進め、地域において円滑かつ迅速な避難支援が行われる体制の整備を推進する。【福保】

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱

- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】
- 避難者用の救助物資の備蓄については、学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭における備蓄促進や、受援計画に基づく物資集積拠点の整備を進める。〈県〉【総務】
- 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により

一時的な滞在場所の確保を図る。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【市民】【都計】

- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災・震災対策や老朽化対策、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波対策等の取組を推進する。〈国〉〈県〉【農水】【土建】【都計】

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

- 広域かつ大規模な災害により、多くの市民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める。〈民間事業者〉【総務】【福保】【消防】
- 指定避難所等で被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など医療活動等を支える取組を着実に推進する。【福保】
- 各医療機関の燃料備蓄状況、井戸水等の確保状況を把握しているが、大規模地震等に伴うエネルギー供給の途絶等により、医療機能等を提供できないおそれがあることから、今後は、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の強化を図る。【福保】
- インフラが被災すると災害派遣医療チーム（DMAT）等の活動や医療機関等へのエネルギー供給が制限されるため、道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波対策等の着実な進捗と支援物資物流の確保を図る。〈国〉〈県〉【農水】【土建】
- 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数避難することが考えられることから、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定を推進する。【福保】
- 再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきた。また、水道事業においては配水池からの水流を利用した小水力発電に取り組み、下水道事業では下水汚泥の燃料化を進めている。引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【企画】【環境】【上下水】
- 医療・社会福祉施設について、BCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。【福保】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の摂取率の向上に取り組むとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策に関する普及啓発や、マスク・消毒液等の家庭内備蓄を推進する。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を

促進する。【総務】 【福保】 【環境】

- 下水道施設（水資源再生センター、主要な管渠等）の耐震化・耐津波化を図り、被災時の公衆衛生を確保する。【上下水】
- 農業集落排水処理施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進する。【農水】
- 指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組を着実に推進する。【福保】
- 指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する。【総務】 【福保】 【環境】
- 災害時の遺体処理に関する取組を進める。【市民】 【福保】

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。【総務】 【子ども】 【教委】
- 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収用できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進める。また、住民による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や、要配慮者への支援が行えるよう、避難所運営マニュアルの定期的な見直し及び運営訓練を推進する。【総務】 【福保】
- 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について平常時からの周知を図る。【総務】
- 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。【市民】 【福保】
- 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数避難することが考えられることから、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定を推進する。【福保】
- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等の感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保てるよう対策を推進する。【総務】 【福保】
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できる体制の構築を推進する。【総務】 【福保】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）

において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する。【総務】

- 災害による避難者の居住環境が、劣悪にならないように、市営住宅の長寿命化工事を行い、住宅確保を推進する。【土建】

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響し、強靱化の観点から極めて重要であり、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能の確保を図る。【総務】【上下水】
- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】
- 本市では、業務継続計画（BCP）を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る。【総務】【財務】【上下水】
- 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、受変電設備の高架化などにより浸水対策を着実に推進する。【財務】【上下水】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について引き続き対策を実施する。【財務】【子ども】【都計】【教委】【上下水】
- 電力供給遮断等の非常時に、防災拠点等（公共施設等）において、行政機能の維持に必要な電力を確保する。【財務】【上下水】
- 防災機能の強化のため、災害への対応・復旧・復興に関連の高い部署や災害対策本部などの行政機能を集積した防災拠点を含む公共施設を新たに整備する。あわせて、公用車等の浸水対策として、立体駐車場を整備する。【企画】【財務】
- 被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や移動系防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結等の取組を推進する。【総務】【企画】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化

を着実に推進する。【総務】

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【土建】
- 平成26年度末に完成した指令管制システムは、電力供給なしで119番通報を受信できる装置や、災害等により指令センターが使用不能になった場合に備え、南消防署でも119番通報を受信できるように構築している。引き続き、これらの機能を最大限活用できるよう災害対応訓練の充実を図る。【消防】

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する。【総務】
- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【総務】
- 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。〈国〉〈県〉【総務】【土建】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能の強化を図る。【総務】【市民】
- 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組を通じて、防災教育を推進する。また、将来、地域において活躍できる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。【総務】【子ども】【教委】【消防】
- 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できるWi-Fi設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を図る。【企画】【商労】
- 外国にルーツを持つ市民等に向け、国際課公式Facebookページを通じ、本市ホームページに誘導することで最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本ページの更なる周知を図る。また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供により、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めるとともに、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める。【企画】
- 高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、本市の常備消防力の強化を前提とし、大規模・特異災害に対する対応力の強化、高機能消防指令センターの効率化に向けた県内市町村と

の消防業務の一部について、連携・協力を推進する。【消防】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 企業等の防災力向上のため、職場等の災害対応計画等を作成する際の資料として「職場の防災マニュアル」を作成、配布し、その実効性の向上を図るとともに、事業所防災士の養成を行っており、引き続き災害対応計画等の重要性の周知及び啓発を行う。【総務】
- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定を推進する。〈県〉〈民間事業者〉
- 大規模自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】
- 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。〈国〉〈県〉【土建】
- 道路の防災・震災対策や老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、沿岸部の津波対策を着実に推進する。〈国〉〈県〉【土建】
- 再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきた。また、水道事業においては配水池からの水流を利用した小水力発電に取り組み、下水道事業では下水汚泥の燃料化を進めている。引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【企画】【環境】【上下水】

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナート等に関する施設は、官民含め複数者が保有・管理していることから、防護機能の強化を図るには、官民の連携・役割分担のもと一体的かつ効果的な取組を行う。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進す

る。<県><民間事業者>【総務】【消防】

- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進する。<国><県><民間事業者>【総務】【土建】

5-3 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 道路の防災・震災対策や老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する。<国><県>【土建】
- 都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、引き続き都市幹線道路網及びこれらを補完する道路網の形成を推進する。【土建】【都計】
- 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。<県>【土建】
- 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組を進める。【都計】
- 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について、経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る。あわせて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、九州国道協会を通じて関係機関等と連携して検討を進める。<国><県>【企画】【土建】【都計】
- 市内の主要駅の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組について、国・県・交通事業者と連携して検討を進める。【企画】【都計】
- 農道や林道は、農村・山間地域のネットワーク的な路網であり、地域の活性化に寄与するとともに、災害時には避難路や迂回路、代替輸送路としての利用が期待されるため、保全や整備を推進する。【農水】

5-4 食料等の安定供給の停滞

- 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、毎年担当者等の確認を行っているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応の検討を進める。【総務】【商労】
- 農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、農道橋や農道トンネルの耐震点検を実施し、道

路網としての役割を維持する。【農水】

- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を引き続き促進するとともに、今後、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成に取り組む。【農水】
- 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、引き続き、漁港における防波堤、物揚場、護岸等の機能強化に向けた対策工事を進める。【農水】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】
- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】
- 再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきた。また、水道事業においては配水池からの水流を利用した小水力発電に取り組み、下水道事業では下水汚泥の燃料化を進めている。引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【企画】【環境】【上下水】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新（耐震化）計画等に基づき、更新時に計画的に行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図るとともに、災害時における浸水対策について、早期かつ効果的に復旧するために、電気、機械設備への「防水扉」等の設置を行う。【上下水】
- 水道施設の災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置などによる電力の確保対策を行う。【上下水】

第5章 地域強靱化の推進方針

- 災害発生時に水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画（BCP）等の危機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る。【上下水】
- 民間企業や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行うとともに、災害時応援受入れマニュアル等の見直しを行い、給水体制の強化を図る。また、災害時に早期復旧できるように関係機関と必要な資機材を相互に補完できる体制の確立を図る。【上下水】
- 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進する。また、緊急遮断弁の設置検討や、給水基地の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を図る。【上下水】
- 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されるため、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用等の普及・促進を図る。【総務】 【土建】

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設（水資源再生センター、ポンプ場等）の老朽化対策や耐震化・耐津波化を着実に推進する。【上下水】
- 災害発生時に下水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画（BCP）等の危機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る。【上下水】
- 農業集落排水処理施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進する。【農水】
- 民間企業や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行い、連携・協力体制を構築する。また、災害時に早期復旧できるように関係機関と必要な資機材を相互に補完できる体制の確立を図る。【上下水】

6-4 地域交通網、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 道路の防災・震災対策や老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する。〈国〉〈県〉【土建】
- 市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、中心市街地と各地区・地域間の交通ネットワーク化等が図られ、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、引き続き、都市幹線道路網及びこれらを補完する道路網の形成を推進する。【土建】 【都計】
- 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な措置を講じた車両等の移動方法や補償等について、対応マニュアルや体制等の整備を行う。【土建】
- 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策

の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組を進める。【都計】

- 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する。【農水】
- 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルート of 整備について、経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る。あわせて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、九州国道協会を通じて関係機関等と連携して検討を進める。＜国＞＜県＞【企画】【土建】【都計】
- 市内の主要駅の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組について、国・県・交通事業者と連携して検討を進める。【企画】【都計】

6-5 防火施設の長期間にわたる機能不生

- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する＜国＞＜県＞【土建】
- 水害を未然に防止し被害を最小限にするためには、水害監視カメラの整備など、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立及び自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策を推進する。【総務】【土建】
- 河川改修や河床掘削などの施設整備については、既存施設を有効活用するなどコスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所为重点的・集中的に行う。【土建】
- 過去に、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場等の建設を推進してきている。今後とも、昨今の頻発化・激甚化する豪雨、台風などの浸水被害を考慮した整備計画の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの浸水対策を進める。【上下水】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設の充実強化及び消防団の活動支援等を推進するとともに、応急対応をより円滑に実施できるよう防災関係機関との更なる連携強化を図る。【総務】【消防】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せ、沿道地域の防火地域や準防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図り、都市の骨格となる街路等の整備を行う。また、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進する。【土建】

【都計】

- 高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、本市の常備消防力の強化を前提とし、大規模・特異災害に対する対応力の強化、高機能消防指令センターの効率化に向けた県内市町村との消防業務の一部について、連携・協力を推進する。【消防】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】
- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】
- 過去最大級の台風襲来で想定される最大規模の高潮についての浸水想定区域図を用いた高潮ハザードマップを作成・公表するなど、高潮被害に対する取組を推進する。〈県〉【土建】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する。〈国〉〈県〉【土建】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県、民間と連携した取組を強化する。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る。【土建】【都計】
- 住宅・建築物の耐震化について、市民の耐震化の必要性に対する認識を向上するため啓発活動や、補助制度による耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減するための支援等の対策に取り組む。【土建】【都計】
- 沿道建築物の倒壊による被害や避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、建築物集合地域通過道路の指定に向け、国、県、市が連携して取り組む。〈国〉〈県〉【都計】
- 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など、災害時に必要となる人材の育成・確保に取り組む。【都計】

- 大規模災害時には、道路の閉塞や燃料の供給不足等により自動車が利用できないなど移動手段が限定されることが考えられることから、保管期間を過ぎた放置自転車等の一部を整備して大規模災害時に活用するなど、効率よく現地調査等を実施できるよう移動手段として自転車等を確保することについて検討する。【都計】

7-4 農地・森林等の荒廃や、ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕作放棄地の拡大をもたらしていることから、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図る。あわせて、農村地域の共助の体制を育てることで、自立的な防災・災害復旧につなげていく。【農水】
- 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくため、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行う。また、高齢化により離農する経営体も増えてきており、今後は新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展を図る。【農水】
- 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、再造林等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災・減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する。【農水】
- 林道は森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、災害時は、市道や県道等の迂回路としても利用されることから、今後とも計画的な舗装整備に取り組む。【農水】
- 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を行い、被害状況を勘案した上で優先順位を決定し、その結果に基づき改修を行う。また、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせた対策に取り組む。【農水】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関と連携して取り組む。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【環境】
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に行うことにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】

- 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（風水害等対策編）に基づき、各関係機関と連携を強化し原子力災害対策を推進する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】
- 有機物質による水道水質への影響を回避するため、水質事故対策マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を適宜行うとともに、防災訓練や研修を実施し、その実効性の向上を図る。【上下水】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図る。また、仮置場所等候補地について、佐野清掃センター埋立場、鬼崎埋立場、関崎清浄園以外の公有地や民有地についても、今後、具体的な候補地の選定を行う。【環境】
- 各清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ地震などによる工場被災も想定し更新計画の策定を進める。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する対応について協議する。【環境】
- 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定する。【環境】
- 「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法の検討を行う。【環境】

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。〈県〉【土建】
- 広域かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進めるための体制の整備を進める。【総務】
- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う。【総務】

- 大分市社会福祉協議会と連携し、企業、NPO、各種団体等で組織する「大分市災害ボランティアセンター運営委員会」において、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を行うための連絡調整等の確認及び受入体制の整備を進める。【福保】
- 災害発生時に道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点を踏まえた就労環境の改善等を図る。【総務】
- 被災者台帳システムを活用し、迅速に罹災証明を交付できる体制を確保する。【総務】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

- 地域の絆や人と人のつながりは、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを再生し、あわせてその活性化を図る。【総務】【市民】
- 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・津波避難行動計画や風水害避難行動計画、防災マップ、マイ・タイムラインの作成、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織活動の活性化を支援する取組の充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。【総務】
- 災害時の情報伝達を目的とした地域の放送設備を整備するため、今後も、自主防災組織を支援する取組を継続する。【総務】
- 地域コミュニティの拠点施設であり、災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館の建設や修繕、耐震補強等に対する支援を継続する。【市民】
- 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の充実を図る。【土建】
- 地籍調査を実施し土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保し、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティの再生につなげる。【土建】
- 高度経済成長期に建設された郊外型住宅団地の活性化を目的に、指定団地において、空き家や交通対策などに取り組んでおり、今後は、他の団地や類似地域に波及させ、更なる活性化並びに地域コミュニティの再生を推進する。【土建】
- 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化を図るとともに、大規模自然災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る。また、UIJターンの推進により、地域防災力の維持を図る。【商労】【土建】【消防】

8-4 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 河川・海岸堤防等の復旧や氾濫水排除などを迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者等の調達を含めた体制の維持に取り組む。【土建】 【上下水】
- 過去に、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場等の建設を推進してきている。今後とも、昨今の頻発化・激甚化する豪雨、台風などの浸水被害を考慮した整備計画の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの浸水対策を進める。【上下水】
- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進する。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉 【総務】 【土建】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策の検討を進める。〈国〉〈県〉 【土建】

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 大規模自然災害発生時における古民家・社寺など文化財建造物の倒壊や石垣などの崩落、また、火災発生による文化財の焼失を最小限にとどめるため、文化財及び文化財収蔵施設の耐震化や防災設備の整備等を進める。【教委】
- 大規模自然災害発生時には、通常業務に従事できる職員が制限されることで、文化財被害調査・復旧を担う人材が不足して、文化財の廃棄・散逸、または復旧に遅れを来す危険性があるため、必要な調査やレスキューを迅速に行う体制の構築を推進する。また、文化財を復旧する際に、修復できる技術を持った人材の育成と確保を推進する。【教委】
- 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高い。有事に備え、周辺自治体との連携や業務内容の見直しにより、必要な調査を迅速に行う体制の整備を推進する。【教委】
- 大規模自然災害発生後、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、地域特性に配慮した復興が実現するよう、あらかじめ文化財の点検及び概要調査等を進め、アーカイブしておく。【教委】

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の充実を図る。【土建】

- 都市幹線道路網の形成等、様々な社会基盤整備事業との連携を図り、効率的・効果的な地籍調査の推進を図る。【土建】
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを、平常時から集約し、発災後、速やかに調整できる体制を整備する。【土建】

8-7 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

- 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県等の関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する。また、風評被害により事業活動に著しく支障が生じた中小企業等に対し、資金繰り等に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】
- 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する。また、観光自粛ムードを払拭するため、国や県等の関係機関との更なる連携強化を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】
- 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等の連携体制を強化し、正しい情報を発信すべく、状況に応じて発信する情報、発信経路などの検討を行う。＜国＞＜県＞【農水】

第6章

計画の推進と 重点化



第6章 計画の推進と重点化

1 計画の推進

地域強靱化は、脆弱性評価において想定した36の「起きてはならない最悪の事態」を回避することを企図して本計画を定め、これを基本に地域強靱化に係る様々な施策を全庁横断的な推進体制のもと展開していくものである。

また、本計画に基づく地域強靱化の施策を確実に推進するために、各プログラムの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、その具体的な取組内容や目標値を記載した「大分市強靱化アクションプラン」を本計画とは別に策定する。

この「大分市強靱化アクションプラン」を毎年度検証することにより、P D C Aサイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、地域防災計画をはじめとした各種計画による施策を追加し、地域強靱化の取組を推進していく。

なお、本計画に基づく地域強靱化の施策を推進するために実施する事業については、別冊「大分市強靱化関係事業一覧」に掲載のうえ、随時更新するものとする。

2 計画の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や、地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。

なお、それ以前においても、毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等や、脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合に合わせて、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。

3 施策の重点化

(1) プログラムの重点化

国の基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして45のプログラムを設定し、重点化すべき15のプログラムを選定している。

本計画では、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国及び県の計画における重点化すべきプログラムを参考に、本市の役割の大きさ、影響の大きさ、目標達成に係る貢献度の観点から、22の重点化すべきプログラムを選定した。この22の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり示す。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、取組の一層の推進に努めるものとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（関連死を防ぐ）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油、LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通網、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃や、ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

(2) プログラム推進上の留意点

プログラムは、部局横断的な施策の集まりであり、いずれも一つの部局の枠の中で実現できるものではない。このため、関係する部局等において推進体制を構築して、各部局間で情報を共有するなど施策の連携を図るものとする。また、PDC Aサイクルの実践を通じて、本市の財政状況等も勘案し、限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けて施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

用語の説明

あ

○ICT

情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。

○アーカイブ

情報をデジタル形式で記録し、データベース化して保管することにより、随時の閲覧・鑑賞に供するとともに、ネットワークを利用し情報発信を行う仕組みのこと。

○アセットマネジメント

資産の置かれている状態を適切に把握した上で将来の健全度を予測し、必要な補修・補強等の措置の最適な時期と方法を判定し、ライフサイクルコストが最少となるような管理計画を実現させる資産管理の手法のこと。

○アンブレラ計画

特定の部分(本計画においては、強靱化の施策)に関しては全ての他の計画等の上位に位置づけられ、様々な分野の計画等の指針となる性格を有する計画のこと。

○SNS

登録された利用者同士がインターネット上でメールや掲示板等様々な機能を使って交流できる会員制サービスのこと。

○応急危険度判定

大地震等により、被災した建築物や宅地の被害状況を調査し、人命にかかわる二次的災害の軽減・防止を図ることを目的として行う危険度判定のこと。建築物の判定を行う被災建築物応急危険度判定と、宅地の判定を行う被災宅地応急危険度判定がある。

○大分市公共施設等総合管理計画

総務省通知により策定するものであり、社会情勢の変化に的確に対応するため、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切な維持管理ができるよう策定する計画のこと。

○大分都市広域圏

本市を中心として別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町で形成する広域圏のこと。経済の成長や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能の向上を目指すための広域計画である都市圏ビジョンを策定し、各市町の現状や課題、基礎自治体として単独では解決でき

ない課題や、連携による相乗効果が期待できる施策などについて、新たな広域連携を図る。

か

○過酷事故

原子炉施設において、設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象のこと。

○滑動崩落

谷間や山の斜面等において造成されたひとまとまりの宅地が地震による大きな揺れによって滑ったり崩れたりする現象のこと。東日本大震災のとき、内陸部の盛土造成地などで多数被害が発生している。

○急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から住民を守るため、一定の基準に該当する場合に、急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行う事業のこと。

○救護所

被災者に対する医療及び助産を実施するために指定避難所等に開設するもの。

○業務(事業)継続計画

BCP(Business Continuity Plan)とも言う。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画のこと。

○緊急輸送道路

大規模な地震等が起きた場合の避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するための道路のこと。

○建築物集合地域通過道路

相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路として指定したもの。

○国土強靱化(こくどきょうじんか)

／ナショナルレジリエンス

大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、「強さとしな

やかさ」を備えた国土・地域・経済社会を平時から構築していこうとすること。国では、この理念に基づく国土強靱化基本法を公布・施行するとともに国土強靱化基本計画を策定している。

さ

○災害時市民開放井戸

地震など大規模災害時に、水道が使えずトイレや清掃等の生活用水（雑用水）が不足する事態に備え、近隣の被災者へ「生活用水」として提供できるように事前に登録・公開された市民が所有する井戸のこと。

○災害情報共有システム（Lアラート）

地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」が、共通に利用する情報基盤のこと。

○災害対応支援システム

災害発生時に、県と市町村の災害対策本部業務を効率的かつ効果的に実施するためのシステムのこと。

○災害廃棄物

災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木等のがれきのこと。

○災害派遣医療チーム

DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とも言う。災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

○再生可能エネルギー

石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

○再造林

人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

○サプライチェーン

供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

○Jアラート（J-ALERT）／全国瞬時警報システム

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を、国が人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

○地震・津波避難行動計画

自主防災組織や自治会ごとに、地域の特性や実情を踏まえて、地震や津波の発生時に住民の安全を確保するため、避難先や避難経路等の在り方について定めた計画のこと。

○指定避難所

被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した避難施設のこと。

○冗長性（じょうちょうせい）

余剰を意味する英語であり、代替手段のこと。自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークを多重化したり、予備の手段が用意されている状況のこと。

○水源涵養（すいげんかんよう）

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

○脆弱性（ぜいじゃくせい）

一般的には「脆くて弱い性質または性格」のこと。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題等のこと。

た

○大規模盛土造成地マップ

大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示したもので、盛土造成地についての防災意識を向上させるための地図のこと。

○地域防災計画

災害対策基本法第42条に基づき、市域における各種災害や大規模事故等に関し、市民の生命身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画のこと。大分市地域防災計画は、「風水害等対策編」「地震対策編」「資料編」の3編からなる。

○中山間地域

平野の外縁部から山間地のこと。

○津波火災

津波をきっかけに浸水域で発生する火災のこと。コンビナート等の石油タンクや事業者、家庭、船舶、車から漏れ出した燃料に着火するなどの事例がある。

○同報系防災行政無線

屋外拡声器等により、市から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。車載型や携帯型により、主として行政機関内の通信手段とするものは移動系防災行政無線という。

○道路啓開

大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないように、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

○特定建築物

災害時の防災拠点となる建築物や、多数の者が使用し又は、利用する興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の建築物で、相当程度の規模を有するもの。

○土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域のこと。

○ドローン

無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機のこと。

な

○農業集落排水処理施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水等を処理する施設のこと。

は

○ハザードマップ

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置等を表示した地図のこと。

○VR（バーチャルリアリティー）

人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術のこと。

○被災者台帳システム

災害で被害を受けた住民の生活再建手続きを円滑にするため、罹災証明書申請や発行の記録、各種被災者支援制度に基づく支援状況等のデータを一元管理するシステムのこと。

○PDCAサイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法のひ

とつ。計画（Plan）を策定した後も、計画的に実施し（Do）、結果を評価し（Check）、見直し・改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へ反映するという過程を繰り返すこと。

○避難確保計画

水防法及び土砂災害防止法に基づき、高齢者等の要配慮者が利用する施設の管理者等が作成する、洪水・土砂災害等に対する防災体制や避難誘導訓練の実施等に関する事項を定めた計画のこと。

○避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第1種身体障害者手帳、要介護認定3～5等）に該当する人のこと。

○風水害避難行動計画

自主防災組織や自治会ごとに、地域の特性や実情を踏まえて、風水害の発生時に住民の安全を確保するため、避難先や避難経路等の在り方について定めた計画のこと。

○風評被害

災害報道やうわさ等によって、安全な食品・商品・土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害のこと。

○福祉避難所

災害発生後に高齢者や障害のある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するための避難施設のこと。

○プログラム

大規模災害がもたらす、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策の集まりのこと。

○防火地域・準防火地域

都市計画法により、市街地における火災の危険を防除するため定める地域のこと。

○防災士

災害に関する総合的な知識と実践のための技能を持ち、自主防災組織などにおいて防災リーダーとしての役割を担う人のこと。

ま

○マイ・タイムライン

大雨や台風などの風水害から身を守るため、事前に自分自身や家族の行動を時間の流れに沿って整理した避難行動計画のこと。

○無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線等をまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすもの。

や

○U I Jターン

Uターン（市外へ移住した者が再び本市へ移住する）、Iターン（市外から市内へ移住する）、Jターン（本市の近隣市から他県へ移住した者が本市へ移住する）という3つの人口還流のこと。

ら

○リスクコミュニケーション

関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。

○リスクシナリオ

本計画においては、脆弱性を評価するに当たって想定した「起きてはならない最悪の事態」のこと。

○流域治水

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策のこと。

○流通在庫備蓄

災害発生時に備えて、流通事業者等と供給協定を締結することにより確保する食料や生活必需品等の備蓄のこと。

○レジリエンス

復元力、回復力、強靭さ、強くしなやかなこと。「国土強靭化（こくどきょうじんか）」を参照。

わ

○Wi-Fi

パソコン、スマートフォン、タブレット等のネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でLAN（Local Area Network）に接続する

技術のこと。

○わが家（職場）の防災マニュアル

洪水や津波・地震等のハザードマップのほか、本市域内で発生が予想される様々な災害に対する知識と備えをまとめた冊子のこと。

部局一覧

総務	：	総務部
企画	：	企画部
財務	：	財務部
市民	：	市民部
福保	：	福祉保健部
子ども	：	子どもすこやか部
環境	：	環境部
商労	：	商工労働観光部
農水	：	農林水産部
土建	：	土木建築部
都計	：	都市計画部
教委	：	教育委員会
上下水	：	上下水道局
消防	：	消防局
議会	：	議会事務局
監査	：	監査事務局

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

用語の説明
部局一覧

別紙

別紙 1

施策分野ごとの
脆弱性評価結果



《個別施策分野》

A. 行政機能

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響し、強靱化の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能が維持されるよう、職員も被災することを前提に業務継続計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを行う必要がある。【総務】【財務】【上下水】3-1
- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れられるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】2-1, 2-3, 2-4, 3-1, 8-2
- 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、受変電設備の高架化などにより浸水対策を行う必要がある。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について、引き続き実施し、電力供給遮断などの非常時に行政機能を維持する電力を確保する必要がある。【財務】【子ども】【都計】【教委】【上下水】3-1
- 防災機能の強化のため、災害への対応・復旧・復興に関連の高い部署や災害対策本部などの行政機能を集積した防災拠点を含む公共施設を新たに整備する必要がある。【企画】【財務】3-1
- 広域かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える業務が発生するおそれがあることから、災害ボランティア等の受入体制を確立する必要がある。また、受援計画に基づき、救助活動・物資集積等の拠点整備を推進していくとともに、職員派遣等の広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、復旧・復興を円滑に進める体制を確立する必要がある。【総務】【福保】【消防】【上下水】8-2
- 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、防災関係機関との連携が重要となるため、複数のツールを活用した情報収集の方法を検討するとともに、収集した情報を共有する仕組みづくりが必要となる。さらに、防災関係機関との合同訓練等を行うことで、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携強化を図る必要がある。【総務】【消防】2-3
- 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設の充実強化及び地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団員の確保、消防団の活動支援等を推進する必要がある。また、火災予防の推進や安

全対策の推進、各種訓練等により災害対応能力の向上や、応急対応をより円滑に実施できるよう、防災関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。【総務】【消防】1-2, 2-3, 7-1

- 高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める必要がある。また、本市の常備消防力の強化を前提とし、大規模・特異災害に対する対応力の強化、高機能消防指令センターの効率化に向けた県内市町村との消防業務の一部について、連携・協力を推進する必要がある。【消防】4-2, 7-1
- 災害時の遺体処理に関する取組を進める必要がある。【市民】【福保】2-6

B. 住宅・都市・環境

- 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、耐震診断、耐震改修、空き家対策の補助制度の周知や支援等により、目標達成に向けたきめ細かな対策を行うとともに、吊り天井など非構造部材や倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策、老朽化した市営住宅の集約建替とその団地の居住機能再生もあわせて推進する必要がある。【財務】【土建】【都計】1-1
- 災害による避難者の居住環境が劣悪にならないように、市営住宅の長寿命化工事を行い、住宅確保の推進を図る必要がある。【土建】2-7
- 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」を充実させる必要がある。【土建】8-6
- 沿道地域への防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市の骨格となる街路等の整備や、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進する必要がある。【土建】【都計】1-2, 2-3, 7-1
- 災害後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。【土建】8-6
- 大規模盛土造成地マップに基づき、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等の検討をする必要がある。また、被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保を図る必要がある。【都計】1-1
- がけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建つ危険住宅に居住する市民に対して、安全な場所へ住宅を移転できるよう支援する必要がある。【都計】1-5
- 災害時にも徒歩で生活し、自立できるコンパクトな都市づくりの推進が必要である。また、道路の防災・震災対策や、老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・地震・津波・雪害等の対策を引き続き推進するとともに、現状の施策では十分な対応ができない場合に備え対策を検討する必要がある。<国><県>【農水】【土建】【都計】1-1, 1-3, 2-2, 3-1, 5-1, 5-3, 6-4
- 津波からの避難を確実にを行うため、避難場所、避難路の確保や関係機関が連携した護

岸補強等の推進、津波避難計画の策定の促進、早期避難の意識の醸成等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて実施する必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】
【農水】【土建】【上下水】1-3

- 河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に行う必要がある。また、水害を未然に防止し被害を最小限にするためには、ハード対策とソフト対策が一体となった減災体制の確立及び自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む必要がある。さらに、災害復旧を迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や浸水対策に必要な施設・資機材の整備を推進する必要がある。【土建】【上下水】1-4, 6-5, 8-4
- 過去に、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場等の建設を推進してきている。今後とも、昨今の頻発化・激甚化する豪雨、台風などの浸水被害を考慮した整備計画の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの浸水対策を進める必要がある。【上下水】1-4, 6-5, 8-4
- 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域等の指定が完了することから、土砂災害対策事業等のハード対策や、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策の充実を図る必要がある。また、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。〈県〉【総務】
【土建】1-5
- 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、応急給水体制の確立、広域的な応援体制の構築を進める必要がある。あわせて、災害時に早期復旧できるように関係機関との相互応援協定に基づいた資機材確保の強化を図る必要がある。【上下水】2-1, 6-2
- 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新（耐震化）計画等に基づき行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の平準化を図るとともに、災害時における浸水対策について、早期かつ効果的に復旧するために、電気、機械設備への「防水扉」等の設置を行う必要がある。【上下水】6-2
- 水道施設の災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置などによる電力の確保対策を行う必要がある。【上下水】6-2
- 有機物質による水道水質への影響を回避するため、水質事故対策マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を適宜行うとともに、防災訓練や研修を実施し、その実効性の向上を図る必要がある。【上下水】7-5
- 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されることから、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用について普及・促進する必要がある。【総務】【土建】6-2
- 農業集落排水施設の老朽化対策や耐震化、下水道施設（水資源再生センター、ポンプ場、主要な管渠等）の老朽化対策や耐震化・耐津波化を図り、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。【農水】【上下水】2-6, 6-3
- 災害発生時に上下水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画（BCP）等の危

機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る必要がある。【上下水】6-2, 6-3

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進し、引き続き関係機関と連携し対応する必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【環境】7-5
- 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図る必要がある。また、仮置場所等候補地の公有地や民有地の活用について、具体的な候補地の選定を進めていく必要がある。【環境】8-1
- 各清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ地震などによる工場被災も想定し更新計画の策定を進めていく必要がある。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する対応について協議する必要がある。【環境】8-1
- 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定するとともに、「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法を検討していく必要がある。【環境】8-1
- 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（風水害等対策編）に基づき、各関係機関と連携を強化し、原子力災害対策を推進する必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】7-5
- 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高い。有事に備え、周辺自治体との連携や業務内容の見直しにより、必要な調査を迅速に行う体制の整備を図るとともに、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、地域特性に配慮した復興が実現するよう、あらかじめ文化財の点検及び概要調査等を進め、アーカイブしておく必要がある。【教委】8-5

C. 保健医療・福祉・教育

- 広域かつ大規模な災害の場合により、多くの市民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないよう、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める必要がある。〈民間事業者〉【総務】【福保】【消防】2-5
- 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム（DMAT）との連携強化を図る必要がある。また、インフラが被災すると災害派遣医療チーム（DMAT）等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されてしまうため、医療機能等を提供できないおそれがあることから、

災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の強化を図る必要がある。【福保】【消防】2-3, 2-5

- 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が多数避難することが考えられることから、福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定を推進する必要がある。また、指定避難所等で被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など医療活動等を支える取組を着実に推進する必要がある。【福保】2-5, 2-7
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進する必要がある。また、自主防災組織の活動を支援することで、実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する必要がある。【総務】【福保】1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-3
- 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組を通じて、防災教育を推進するとともに、将来に地域防災において活躍できる人材を育成するための取組を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【総務】【子ども】【教委】【消防】4-2
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の摂取率の向上に取り組むとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策に関する普及啓発や、マスク・消毒液等の家庭内備蓄を推進する必要がある。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する必要がある。【総務】【福保】【環境】2-6
- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等の感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保てるよう対策を推進する必要がある。【総務】【福保】2-7
- 個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう大分市社会福祉協議会と連携し、企業、NPO、各種団体等で組織する「大分市災害ボランティアセンター運営委員会」において、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を行うための連絡調整等の確認及び受入体制の整備を行う必要がある。【福保】8-2
- 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収用できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進める必要がある。また、住民による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や、要配慮者への支援が行えるよう、避難所運営マニュアルの定期的な見直し及び運営訓練を推進する必要がある。【総務】【福保】2-7
- 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】1-4, 1-5

- 医療・社会福祉施設について、BCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する必要がある。【福保】2-5

D. 産業・エネルギー・情報通信

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業ごとのBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定を推進する必要がある。〈県〉〈民間事業者〉5-1
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する必要がある。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】5-2, 6-1, 7-2, 7-5
- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進していく必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】5-2, 6-1, 7-2, 7-5, 8-4
- 道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点で踏まえた就労環境の改善等を図る必要がある。【総務】8-2
- 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県等の関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する必要がある。また、大規模自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】5-1, 8-7
- 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する必要がある。また、観光自粛ムードを払拭するため、国や県等の関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】8-7
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【総務】2-7
- 再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【企画】【環境】【上下水】2-5, 5-1, 6-1
- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供により、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を進めて

おり、情報を共有するシステム整備や移動系防災行政無線等の通信設備の充実などの取組を着実に推進する必要がある。【総務】 【企画】 1-3, 3-1, 4-1, 4-2

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなど、ICTを活用した情報共有などの情報関係施策を推進する必要がある。【総務】1-4, 1-5
- 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できるWi-Fi設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を図る必要がある。【企画】 【商労】 4-2
- 外国にルーツを持つ市民等に向け、国際課公式Facebookページを通じ、本市ホームページに誘導することで最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本ページの更なる周知を図る必要がある。また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供により、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めるとともに、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める必要がある。【企画】 4-2
- 大規模自然災害に備え、消防通信指令管制システムの対応力強化を推進し、機能を最大限活用できるよう一層の災害対応訓練を行う必要がある。【消防】 4-1

E. 交通・物流

- 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について、経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る必要がある。あわせて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、九州国道協会を通じて関係機関等と連携して検討を進める必要がある。〈国〉〈県〉【企画】 【土建】 【都計】 5-3, 6-4
- 市内の主要駅の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組について、国・県・交通事業者と連携して検討を行う必要がある。【企画】 【都計】 5-3, 6-4
- 災害発生時には地域の物流幹線等の道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。また、関係機関の連携により、資機材の充実や、災害対応支援システムを活用し迂回路を設定する等、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【土建】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 6-4, 8-2
- 市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等を円滑に実施できることや、中心市街地と各地区・地域間の交通ネットワーク化等が図られることから、引き続き都市幹線道路網及びこれらを補完する道路網の形成を推進する必要がある。【土建】 【都計】 5-3, 6-4
- 交通麻痺を回避する観点から、沿道建築物の倒壊による被害、避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、これらの耐震化を促進するとともに、建築物集合地域通

過道路の指定に向け、国、県、市が連携して取り組む必要がある。また、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組が必要である。〈国〉〈県〉【都計】5-3, 7-3

- 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保に努めるだけでなく、帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するための取組を推進する必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】【都計】2-4
- 農道や林道は、農村・山間地域のネットワーク的な路網であり、地域の活性化に寄与するとともに、災害時には避難路や迂回路、代替輸送路としての利用が期待されるため、保全や整備を推進する必要がある。【農水】2-2, 5-3, 5-4, 6-4
- 陸・海・空の物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【農水】【土建】【都計】2-1
- 災害時に食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応を検討する必要がある。また、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めていく必要がある。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【商労】2-1, 2-7, 5-4
- 食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、物資調達・供給体制を充実させる必要がある。【総務】2-1, 5-4

F. 農林水産

- 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を実施し、被害状況を勘案した上で優先順位を決定し、その結果に基づき改修を行うとともに、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせて推進する必要がある。【農水】1-4, 7-4
- 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対策として、再造林等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する必要がある。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災・減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する必要がある。【農水】1-5, 7-4
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を促進しており、新た

な地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成を行う必要がある。また、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図り、農村地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧につなげていく必要がある。【農水】5-4, 7-4

- 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくためには、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行っていく必要がある。また、高齢化により離農する経営体も増えてきており、新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展につなげていく必要がある。【農水】7-4
- 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、漁港における防波堤、物揚場、護岸等の機能強化に向けた対策工事を行う必要がある。【農水】5-4
- 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等で連携体制を強化し、状況に応じて発信すべき情報、発信経路などの検討を行う必要がある。<国><県>【農水】8-7

G. 地域防災

- 避難者用の救助物資の備蓄を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の備蓄を促進する必要がある。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等を事前に検討しておく必要がある。<県>【総務】2-1, 2-2, 2-4
- 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・津波避難行動計画や風水害避難行動計画、防災マップ、マイ・タイムラインの作成、避難訓練、防災講話の実施や、地域が防災活動を推進するための資機材整備等の組織活動の活性化を支援する取組の充実を図る必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成が必要である。【総務】8-3
- 災害時の情報伝達を目的とした地域の放送設備を整備するため、今後も自主防災組織を支援する取組を続けていく必要がある。また、情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能を強化する必要がある。【総務】【市民】4-2, 8-3
- 災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館は地域コミュニティの拠点施設であり、建設や修繕、耐震補強等に対しても継続して支援を行う必要がある。【市民】8-3
- 高度経済成長期に建設された郊外型住宅団地の活性化を目的に、指定団地において、空き家や交通対策などの取組を進めることにより、他の団地や類似地域に波及させ、更なる活性化並びに地域コミュニティの再生を推進していく必要がある。【土建】8-3

《横断的分野》

① リスクコミュニケーション

- 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市、民間事業者、関係団体、住民など各主体が連携・協働した防災・減災の取組を双方向のコミュニケーションにより促進する必要がある。また、国土強靱化に関する取組をあらゆる機会を通じて周知等を行うことにより、地域のリスクを正しく理解・共有し、被害を減少させる必要がある。
- 市民への広報活動や講演会等を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、防災訓練等を通じて、自主防災組織の活性化を図り、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援する必要がある。
- 「わが家の防災マニュアル」の配布や、建築物の耐震診断及び耐震改修の助成、避難行動要支援者等に対する支援など、市が実施する事業の周知を図り、市民の災害への備えを促進する必要がある。
- リスクコミュニケーションを進める上では地域コミュニティが基本となる。そこで、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、住民の社会的な関わりを増進及び地域力の強化に必要な取組を推進する必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進するとともに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーやスタッフを育成するため、研修を実施する必要がある。
- 気候変動による水災害リスクの増大に備え、これまでの河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う取組だけでなく、流域に関わる国・県・市・民間事業者・関係団体・住民などあらゆる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築するために、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を明確にし、ハード整備とソフト対策が一体となった「流域治水」の取組を推進する必要がある。

② 地域活性化・地域の生活機能の維持

- 幾多の大災害から、地域の絆や人と人のつながりの必要性が再認識され、地域コミュニティが担う役割の重要性が教訓として得られている。本市においても、本格的な人口減少社会を迎えるにあたり、少子高齢化の進行や核家族の増加、中山間地域の過疎化等により、地域の連帯感や帰属意識が薄れ、地域の防災力・活動力が低下することが懸念されることから、本市がこれまで取り組んできた自治会等への活動支援等をさらに充実させることにより、地域コミュニティを再生し、あわせてその活性化を図る必要がある。
- 地域をより活力あるものへと発展させていくために、若者の定住やU I Jターンを促進し、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整

備を図る必要がある。

- 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活性化にもつながる。平常時・非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う消防団の活動支援を推進する必要がある。自主防災組織において中心的役割を果たす防災士を養成するとともに、自主防災組織の活動支援等により自主防災組織の活性化・機能強化に取り組む必要がある。
- 県都にふさわしい中枢的な都市機能の集積に向けた広域都心の総合的な都市整備や、東九州の拠点都市として広域的な連携に必要な交通体系の整備などを促進し、都市機能や生活を支える機能を広域都心と各地区の地区拠点周辺にコンパクトに集積させ、市民一人ひとりが豊かさを実感でき、安全で快適な住みよいまちづくりを推進することにより、都市の魅力の向上と地域活性化、活力の維持・増進を図る必要がある。また、道路網の寸断等による集落の孤立を防ぐため、道路防災対策や急傾斜地崩壊対策事業など、市民の命と暮らしを守る社会資本整備を推進する必要がある。
- 人口減少・少子高齢化社会に適切に対応するため、本市を中心市とする大分都市広域圏における連携協約により、地域経済の活性化や生活機能の向上に取り組むとともに、大規模災害発生時における防災・減災体制の充実をはじめ、基礎自治体として単独では解決できない課題や、連携による相乗効果が期待できる施策などを検討するなか、新たな広域連携を推進する必要がある。
- 少子高齢化・人口減少社会が進展し、集落機能の維持が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、集落同士をネットワークで結び、集落の内外で人が行き交い、助け合い、個々の機能を分担・補完し合う「ネットワーク・コミュニティ」を実現する必要がある。このため、地域公共交通の確保・維持や道路整備等による地域生活交通システムを形成する。また、少子化で廃校となった校舎等を活用した地域コミュニティスペースの整備など、必要に応じて各地域にある生活拠点の多機能化を図る必要がある。

③ 防災教育・人材育成

- 様々な機会を通じてあらゆる世代等の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練を実施し、防災意識の向上に努める必要がある。そこで、各主体の危機意識の向上を図るため、地震体験車やVR技術を用いた防災啓発映像等を活用し、災害・防災に対する関心を深める取組を進める。加えて、地球温暖化などの昨今の気候変動の影響により、更なる頻発化・激甚化が予想される豪雨災害等について理解を深める取組を推進する必要がある。
- 避難所における避難者の安全かつ健康的な生活を確保するため、市及び自主防災組織は避難所運営マニュアルに従い、連携して訓練等を実施し、災害時に円滑な避難所運営が行える体制を整備する必要がある。
- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上や、災害情報を適時・適切に共有できる体制の強化を図るため、災害対応支援システムを活用した各種実践的な訓練等を通じて、関係機関における人材の育成を推進する必要がある。他方、被災者の生活の迅速な復

旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成を推進する必要がある。

- 地域における防災意識の啓発や避難訓練の企画・実施において中心的な役割を果たす自主防災組織の活動の要となる防災士を養成する必要がある。あわせて、スキルアップ研修の充実や校区防災士協議会等の支援により、防災士の活動しやすい環境づくりを進める必要がある。
- 学校においては、自然災害等の知識や地域の特性、実態を十分に踏まえた防災教育、環境教育を進める。あわせて、児童・生徒が自然災害等による危険を認識し、自らの安全を確保する行動ができるよう、災害リスクに応じた実践的な避難訓練等を通じて、自他の生命を尊重し、災害に適切に対応する能力の基礎を培う必要がある。
- 未来を担う子どもたちが、人の命の尊さ、災害から生き残る術、困っている人を助けること、人と人のつながりや絆の大切さを学ぶことができるよう、防災体験事業等を通じて防災教育の一層の充実を図る必要がある。
- 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活力強化にもつながる。平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全・安心を守るという重要な役割を担う消防団の体制・装備を充実強化し訓練等を通じて人材の確保・育成の推進を図る必要がある。

④ 老朽化対策

- 本市では、昭和39年に新産業都市に指定されて以来、人口の急増にあわせて整備してきた公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、市民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供するため、大分市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減と平準化を図り、適切な維持管理・更新等を推進する必要がある。
- 公共施設等ごとに大分市公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を策定し、それに基づく定期的な巡視や劣化した箇所への補修等を適切に行うことで、施設の状態を良好に保ち、長寿命化させる取組を推進する必要がある。

⑤ 先端技術の活用

- 自主防災組織の防災訓練など、地域での防災教育を強化するためにVR技術を用いた防災啓発映像の活用や、スマートフォンを利用した防災アプリによる情報の提供など、先端技術の活用を推進する必要がある。
- ドローンによる発災直後の情報収集や公共インフラ施設の点検等、先端技術の積極的な活用を検討する必要がある。
- 産学官連携のもと、防災・減災に必要とされる多種多様なデータを統合・分析するプラットフォームの構築を推進する必要がある。

別紙 2

プログラムごとの 脆弱性評価結果



別紙2 プログラムごとの脆弱性評価結果

※新規に追加した代表的な指標については指標名の末尾に^⑨を付けている

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、住宅が85%（R1）、特定建築物が92%（R1）、小中学校・幼稚園が100%（R1）と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材や倒壊の危険のあるブロック塀の耐震対策、老朽化した市営住宅の集約建替とその団地の居住機能再生もあわせて推進する必要がある。【財務】【土建】【都計】
- 大規模盛土造成地マップに基づき、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等を検討する必要がある。【都計】
- 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物、道路施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。【土建】【都計】
- 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力の向上を図る必要がある。【総務】【子ども】【教委】【消防】

（代表的な指標）

【土建】無電柱化の整備延長（整備計画路線内） 41.4km（R1）

【土建】市営住宅団地の居住機能再生率（敷戸南・敷戸東住宅） 11%（R1）^⑨

【都計】住宅の耐震化率 85.1%（R1）

【都計】市有施設の耐震化率 97.1%（R1）

【都計】特定建築物の耐震化率 91.5%（R1）

【都計】大規模盛土造成地の変動予測調査 0%（R1）

（目標を達成した指標）

【都計】大分駅南土地地区画整理事業の推進 100%（H28）

【教委】市立小学校・中学校・幼稚園の耐震化率 100%（R1）

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、火災予防や安全対策の推進、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力の向上を図る必要がある。【消防】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せ、沿道地域の防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図り、都市の骨格となる街路等の整備を行う必要がある。また、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進する必要がある。【土建】 【都計】
- 防災体制の強化を図るため、引き続き常備消防力の充実強化を推進するとともに、大規模災害時には常備の消防力が限られることも想定し、消防団等の充実強化を促進する必要がある。【消防】

(代表的な指標)

【都計】 住環境整備地区内の不燃領域率 (浜町・芦崎・新川地区、三佐北地区の一部)
39.9% (R1)

【都計】 住環境整備地区内の消防活動困難区域率 (三佐北地区) 19.4% (R1)

【都計】 住環境整備地区内の避難困難な居住者数の減少 (細地区) 330人 (R1)

【都計】 一人当たり都市公園面積 14.74㎡/人 (R1)

【消防】 防火対象物の査察率の維持 100% (R1)

【消防】 住宅火災の出火率 1.275 (H28～R1の平均)

【消防】 消防団員の消防学校入校経験者の割合 13.4% (R1) ⑧

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。<国><県><民間事業者> 【総務】 【農水】 【土建】 【上下水】
- 津波からの避難を確実にを行うため、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の整備確保、無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【総務】 【土建】
- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進する必要がある。また、自主防災組織の活動を支援することで実効性のある避難支援が行われる体制づくりを促進する必要がある。【総務】 【福保】
- 海岸保全施設は、波浪・高潮・侵食対策のみならず、比較的発生頻度の高い津波についても対応した、施設整備の推進を図る必要がある。<国><県> 【土建】

(代表的な指標)

<国><県>【土建】大分港海岸保全施設の整備率 17.0% (R1) ⑨

(目標を達成した指標)

【総務】津波浸水域内で地震・津波避難行動計画を作成した自主防災組織(135組織)率
100% (H27)

【総務】津波ハザードマップの作成・配布 全戸配布 (H25)

【総務】津波避難ビル等の指定が完了している自主防災組織率 100% (H27)

【総務】同報系防災行政無線の屋外拡声子局の整備数 85箇所 (H29)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、水害監視カメラの整備など、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立及び自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む必要がある。【総務】【農水】【土建】
- 河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に行う必要がある。【土建】
- 想定最大規模の浸水想定区域図を用いた洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取組を行ってきたが、今後も分かりやすい最新の情報を提供し、市と地域が一体となって洪水避難対策を推進する必要がある。【土建】
- 洪水浸水想定区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する必要がある。<県><民間事業者>【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】
- 過去最大級の台風襲来で想定される最大規模の高潮についての浸水想定区域図を用いた高潮ハザードマップを作成・公表するなど、高潮被害に対する取組を推進する必要がある。【土建】
- 過去に、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場等の建設を推進してきているが、昨今の頻発化・激甚化する豪雨、台風などの浸水被害を考慮した整備計画の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの浸水対策を進める必要がある。【上下水】
- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自ら守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育などを推進する必要がある。【総務】
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなど、ICTを活用した情報共有などの情報関係施策を推進する必要がある。【総務】

(代表的な指標)

【総務】風水害避難行動計画を作成した自主防災組織率 81.1% (R1)

【農水】市管理漁港の海岸保全施設延長 111m (R1)

【土建】高潮ハザードマップの作成・配布率 0% (R1) ⑨

【土建】水害監視カメラ設置数 0台 (R1) ⑨

【土建】仮設ポンプ設置箇所の排水施設等の整備数 0箇所 (R1) ⑨

【土建】洪水避難確保計画の作成率 85.0% (R1) ⑨

【上下水】雨水排水ポンプ場の整備 設置6箇所 着手1箇所 (R1)

(目標を達成した指標)

【土建】洪水ハザードマップの作成・配布 全戸配布 (R1)

1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する必要がある。また、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、県の土砂災害警戒区域の指定に合わせ市民への周知を図る必要がある。【総務】
【土建】
- 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域等の指定が完了することから、土砂災害対策事業等のハード対策や、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策の充実を図る必要がある。また、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に収集し、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。<県>【総務】
【土建】
- 土砂災害警戒区域内の学校・医療機関・福祉施設等の要配慮者利用施設における警戒避難体制を整備するため、施設管理者による避難確保計画の策定及び訓練を促進する必要がある。<県><民間事業者>【総務】【福保】【子ども】【土建】【教委】
- 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、再造林等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する必要がある。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する必要がある。【農水】
- ため池の計画的な整備（ハード事業）を実施するとともに、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等のソフト施策に取り組み、地域防災力の強化を図る必要がある。【農水】
- がけ地の崩壊等により、生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建つ危険住宅に居住す

る市民に対して、安全な場所へ住宅を移転できるよう支援する必要がある。【都計】

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなど、ICTを活用した情報共有などの情報関係施策を推進する必要がある。【総務】

(代表的な指標)

【総務】風水害避難行動計画を作成した自主防災組織率 81.1% (R1) [再掲]

【農水】年間再造林面積 15ha (R1)

【農水】ため池ハザードマップ作成箇所数 73箇所 (R1)

【土建】土砂災害ハザードマップの作成・配布率 77.5% (R1)

【土建】土砂避難確保計画の作成率 70.4% (R1) ⑧

<県> 土砂災害警戒区域指定率 89.7% (R1)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する(関連死を防ぐ)

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 陸・海・空の物資輸送ルートを確認し確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。<国><県><民間事業者>【総務】【農水】【土建】【都計】
- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。また、災害対応支援システムを活用し、道路の遮断箇所等の情報を国、県と共有し、迂回路を速やかに設定できる体制を整備する必要がある。<国><県><民間事業者>【総務】【土建】
- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】
- 避難者用の救助物資の備蓄については、学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における備蓄促進や、受援計画に基づく物資集積拠点の整備を進める必要がある。<県>【総務】
- 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、あわせて、円滑かつ確かな支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めていく必要がある。<県><民間事業者>【総務】【商労】
- 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、

生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州市長会における災害時相互応援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、物資調達・供給する体制の整備を図る必要がある。【総務】

- 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進するとともに、緊急遮断弁の設置検討や、給水基地の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を図る必要がある。【上下水】

(代表的な指標)

【総務】 備蓄物資の配備箇所数 59箇所 (R1)

【総務】 大分市受援計画の見直し 随時見直し (R1)

【土建】 橋梁(緊急輸送道路)の耐震化 2橋 (R1)

【上下水】 配水池の耐震化率 71.5% (R1)

【上下水】 基幹管路(水道)の耐震化率 51.3% (R1)

【上下水】 基幹管路(水道)の耐震適合率 68.7% (R1)

<国・県> 耐震強化岸壁等の整備率 50% (R1)

(目標を達成した指標)

【上下水】 給水拠点の整備箇所数 148箇所 (R1)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 災害時にも徒歩で生活し、自立できるコンパクトな都市づくりの推進が必要である。また、道路の防災・震災対策や、老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化など、洪水・土砂災害・津波・雪害対策等を進めているが、進捗が途上であることや広域かつ大規模な災害が発生した場合、現状の施策では十分に対応できないおそれがあることなどの課題があるため、進捗を推進するとともに対応策の検討を進める必要がある。<国><県>【農水】【土建】【都計】
- 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。また、農道橋や農道トンネルは耐震点検を実施することで、適正な管理及び保全対策を行い、道路網としての役割を維持させるための取組を推進する必要がある。【農水】
- 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。<県>【土建】
- 中山間地域の活性化や家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図るとともに、想定

別紙2 プログラムごとの脆弱性評価結果

外の地域が孤立した場合には、ドローン等を活用し孤立地域の状況を把握するなど、通信手段や物資輸送の手段等を事前に検討する必要がある。【総務】 【農水】 【消防】

(代表的な指標)

【農水】 農道の整備延長 6.0km (R1)

【農水】 農道・農道橋等の保全対策計画箇所数 0箇所 (R1)

【農水】 集落での共同活動取り組み集落数 85集落 (R1)

【土建】 橋梁(緊急輸送道路)の耐震化 2橋 (R1) [再掲]

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】
- 消防団の活動支援、自主防災組織等の活性化支援、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、市域内の人材だけでは不足することが考えられるため、市域外からの応援部隊等の受入れ、連携活動の調整方法などについて受援計画に基づいて訓練や研修等を実施することで、大規模災害時の対応力の強化を推進する必要がある。【総務】 【土建】 【消防】
- 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、指揮命令系統の確立及び消防力の充実強化が重要である。引き続き、各種訓練や研修等を通じ、大規模災害時の対応力の強化を推進する必要がある。【消防】
- 災害対応を迅速かつ効率的に行うには、防災関係機関との連携が重要となるため、複数のツールを活用した情報収集の方法を検討するとともに、収集した情報を共有する仕組みづくりが必要となる。さらに、防災関係機関との合同訓練等を行うことで、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携の強化を図る必要がある。【総務】 【消防】
- 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム(DMAT)との連携強化を図る必要がある。【消防】
- 緊急輸送道路の整備や狭隘道路の拡幅、公園・緑地の整備により、災害時に有効な活動拠点や活動経路の整備を推進する必要がある。【農水】 【土建】 【都計】
- 避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を進め、地域において円滑かつ迅速な避難支援が行われる体制の整備を推進する必要がある。【福保】

(代表的な指標)

【総務】大分市受援計画の見直し 随時見直し（R1） [再掲]

【消防】緊急消防援助隊の受援計画の見直し 随時見直し（R1）

【消防】受援計画に係る研修・訓練の実施 実施済（R1）

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱

- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。

【総務】

- 避難者用の救助物資の備蓄については、学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭における備蓄促進や、受援計画に基づく物資集積拠点の整備を進める必要がある。＜県＞【総務】

- 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保を図る必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【市民】【都計】

- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災・震災対策や老朽化対策、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波対策等の取組を推進する必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】

（代表的な指標）

【総務】大分市受援計画の見直し 随時見直し（R1） [再掲]

【総務】組立式簡易ベッドの備蓄数 550個（R1）

【総務】マスクの備蓄数 50,000枚（R1）

【総務】消毒液の備蓄数 280本（R1）

【総務】パーテーションの備蓄数 482組（R1）

【総務】備蓄物資の配備箇所数 59箇所（R1） [再掲]

（目標を達成した指標）

【総務】携帯トイレの整備数 100,000回分（H28）

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能・福祉支援活動の麻痺

- 広域かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷した場合においても、応急処置・輸送・治療能力等が不足することがないように、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める必要がある。＜民間事業者＞【総務】【福保】【消防】

- 指定避難所等で被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など医療活動等を支える取組を着実に推進する必要がある。【福保】
- 各医療機関の燃料備蓄状況、井戸水等の確保状況を把握しているが、大規模地震等に伴うエネルギー供給の途絶等により、医療機能等を提供できないおそれがあることから、今後は、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の強化を図る必要がある。【福保】
- インフラが被災すると災害派遣医療チーム（DMAT）等の活動や医療機関等へのエネルギー供給が制限されるため、道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】
- 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数避難することが考えられることから、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定を推進する必要がある。【福保】
- 再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【企画】【環境】【上下水】
- 医療・社会福祉施設について、BCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する必要がある。【福保】

(代表的な指標)

【福保】 避難所における医薬品等の備蓄の更新 適宜更新（R1）

【土建】 無電柱化の整備延長（整備計画路線内） 41.4km（R1） [再掲]

【消防】 救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合（応急手当実施率）
60.9%（R1）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種の摂取率の向上に取り組むとともに、手洗いや咳エチケット等の感染症対策に関する普及啓発や、マスク・消毒液等の家庭内備蓄を推進する必要がある。また、災害発生時に公衆衛生活動を迅速かつ的確に実施するための取組を促進する必要がある。【総務】【福保】【環境】
- 下水道施設（水資源再生センター、主要な管渠等）の耐震化・耐津波化を図り、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。【上下水】
- 農業集落排水処理施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。【農水】

- 指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組を着実に推進する必要がある。【福保】
- 指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する必要がある。【総務】 【福保】 【環境】
- 災害時の遺体処理に関する取組を進める必要がある。【市民】 【福保】

(代表的な指標)

【総務】組立式簡易ベッドの備蓄数 550個 (R1) [再掲]

【総務】マスクの備蓄数 50,000枚 (R1) [再掲]

【総務】消毒液の備蓄数 280本 (R1) [再掲]

【総務】パーテーションの備蓄数 482組 (R1) [再掲]

【総務】備蓄物資の配備箇所数 59箇所 (R1) [再掲]

【福保】予防接種法に基づく予防接種「MR (麻しん・風しん混合) ワクチン」の
1期・2期の各接種率 1期：93.4% (R1) 2期：94.5% (R1)

【農水】農業集落排水処理施設の機能強化対策整備率 18.5% (R1)

(目標を達成した指標)

【総務】携帯トイレの整備数 100,000回分 (H28) [再掲]

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。【総務】 【子ども】 【教委】
- 避難者の生活環境の水準を一定程度維持するため、避難者の特性を踏まえ、避難所の位置、収用できる人数、必要な資機材や人材の確保、並びに運営や支援の在り方について、関係機関と連携して検討を進める必要がある。また、住民による避難所の自主運営、車中泊などの避難所以外の避難者の把握や、要配慮者への支援が行えるよう、避難所運営マニュアルの定期的な見直し及び運営訓練を推進する必要がある。【総務】 【福保】
- 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について平常時から周知に努める必要がある。【総務】
- 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会について検討する必要がある。【市民】 【福保】

- 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数避難することから、今後も福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定を推進する必要がある。【福保】
- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス等の感染症が広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保てるよう対策を推進する必要がある。【総務】 【福保】
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できる体制の充実を図る必要がある。【総務】 【福保】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【総務】
- 災害による避難者の居住環境が劣悪にならないように、市営住宅の長寿命化工事を行い、住宅確保の推進を図る必要がある。【土建】

(代表的な指標)

【総務】組立式簡易ベッドの備蓄数 550個 (R1) [再掲]

【総務】マスクの備蓄数 50,000枚 (R1) [再掲]

【総務】消毒液の備蓄数 280本 (R1) [再掲]

【総務】パーテーションの備蓄数 482組 (R1) [再掲]

【総務】備蓄物資の配備箇所数 59箇所 (R1) [再掲]

【土建】市営住宅の長寿命化工事実施棟数 3棟 (R1) ⑨

【教委】屋内運動場(体育館)の長寿命化改修実施棟数 1棟 (R1) ⑨

(目標を達成した指標)

【総務】携帯トイレの整備数 100,000回分 (H28) [再掲]

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能不全は、事後の全ての局面の回復速度に直接的に影響し、強靱化の観点から極めて重要であり、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【総務】 【上下水】
- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れられるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】

- 本市では、業務継続計画（BCP）を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを行う必要がある。【総務】【財務】【上下水】
- 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、受変電設備の高架化などにより浸水対策を着実に推進する必要がある。【財務】【上下水】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について引き続き対策を行う必要がある。【財務】【子ども】【都計】【教委】【上下水】
- 電力供給遮断等の非常時に、防災拠点等（公共施設等）において、行政機能の維持に必要な電力を確保する必要がある。【財務】【上下水】
- 防災機能の強化のため、災害への対応・復旧・復興に関連の高い部署や災害対策本部などの行政機能を集積した防災拠点を含む公共施設を新たに整備する必要がある。【企画】【財務】
- 被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や移動系防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結等の取組を推進する必要がある。【総務】【企画】

（代表的な指標）

- 【総務】 災害対策本部等訓練の実施 毎年実施（R1）
- 【総務】 大分市受援計画の見直し 随時見直し（R1） [再掲]
- 【総務】 大分市業務継続計画の見直し 随時見直し（R1）
- 【財務】 庁舎の防災訓練 毎年実施（R1）
- 【都計】 市有施設の耐震化率 97.1%（R1） [再掲]

（目標を達成した指標）

- 【財務】 防災拠点となる本庁舎の耐震指標 I s 値0.675 （H30）

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム（Lアラート）を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【総務】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【土建】
- 平成26年度末に完成した指令管制システムは、電力供給なしで119番通報を受信できる装置

や、災害等により指令センターが使用不能になった場合に備え、南消防署でも119番通報を受信できるように構築している。引き続き、これらの機能を最大限活用できるよう災害対応訓練を充実させる必要がある。【消防】

(代表的な指標)

【土建】無電柱化の整備延長（整備計画路線内） 41.4km（R1） [再掲]

(目標を達成した指標)

【総務】同報系防災行政無線の屋外拡声子局の整備数 85箇所（H29） [再掲]

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。【総務】
- Jアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【総務】
- 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。<国><県>【総務】【土建】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能の強化を図る必要がある。【総務】【市民】
- 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組を通じて防災教育を推進するとともに、将来、地域において活躍できる人材を育成するための取組を推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【総務】【子ども】【教委】【消防】
- 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できるWi-Fi設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を図る必要がある。【企画】【商労】
- 外国にルーツを持つ市民等に向け、国際課公式Facebookページを通じ、本市ホームページに誘導することで最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本ページの更なる周知を図る必要がある。また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供により、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努めるとともに、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める必

要がある。【企画】

- 高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めるとともに、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める必要がある。【消防】

(代表的な指標)

- 【総務】 自主防災組織結成率 99.6% (R1)
- 【総務】 防災訓練を実施した自主防災組織率 55.3% (R1)
- 【総務】 自主防災組織の情報伝達設備の整備数 7防災会 (R1)
- 【総務】 固定電話・FAXでの情報配信の登録者数 350件 (R1)
- 【教委】 大分市学校災害対策マニュアル及び各学校における防災マニュアルの見直し
随時見直し (R1)
- 【教委】 各学校における災害リスクに応じた避難訓練の実施率 100% (R1)

(目標を達成した指標)

- 【総務】 同報系防災行政無線の屋外拡声子局の整備数 85箇所 (H29) [再掲]

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 企業等の防災力向上のため、職場等の災害対応計画等を作成する際の資料として「職場の防災マニュアル」を作成、配布し、その実効性の向上を図るとともに、事業所防災士の養成を行っており、引き続き災害対応計画等の重要性の周知及び啓発を図る必要がある。
【総務】
- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには、企業ごとのBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定への取組が必要であることから、関係機関及び民間を含めて幅広く連携し、効率的にBCPの策定を進める必要がある。〈県〉〈民間事業者〉
- 大規模自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【商労】
- 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。〈国〉〈県〉【土建】

別紙2 プログラムごとの脆弱性評価結果

- 道路の防災・震災対策や老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する必要がある。〈国〉〈県〉【土建】
- 再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【企画】【環境】【上下水】

(代表的な指標)

【土建】無電柱化の整備延長(整備計画路線内) 41.4km (R1) [再掲]

【土建】橋梁(緊急輸送道路)の耐震化 2橋 (R1) [再掲]

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- コンビナート等に関する施設は、官民含め複数者が保有・管理していることから、防護機能の強化を図るには、官民の連携・役割分担のもと一体的かつ効果的な取組が必要である。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】
- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していくことが必要である。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】
- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進していく必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】【土建】

(代表的な指標)

【消防】危険物施設の査察率の維持 100% (R1)

〈官・民〉大分県石油コンビナート等防災計画の見直し 随時見直し (R1)

〈官・民〉大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練の実施 毎年実施 (R1)

5-3 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 道路の防災・震災対策や老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する必要がある。〈国〉〈県〉【土建】
- 都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等

を円滑に実施することができることから、引き続き都市幹線道路網及びこれらを補完する道路網の形成を推進する必要がある。【土建】【都計】

- 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。＜県＞【土建】
- 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組が必要である。【都計】
- 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について、経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る必要がある。あわせて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、九州国道協会を通じて関係機関等と連携して検討を進める必要がある。＜国＞＜県＞【企画】【土建】【都計】
- 市内の主要駅の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組について、国・県・交通事業者と連携して検討を進める必要がある。【企画】【都計】
- 農道や林道は、農村・山間地域のネットワーク的な路網であり、地域の活性化に寄与するとともに、災害時には避難路や迂回路、代替輸送路としての利用が期待されるため、保全や整備を推進する必要がある。【農水】

(代表的な指標)

【農水】農道の整備延長 6.0km (R1) [再掲]

【農水】農道・農道橋等の保全対策計画箇所数 0箇所 (R1) [再掲]

【土建】無電柱化の整備延長(整備計画路線内) 41.4km (R1) [再掲]

【土建】橋梁(緊急輸送道路)の耐震化 2橋 (R1) [再掲]

【都計】幹線街路整備延長(累積) 266.8km (R1)

【都計】滝尾中部地区住環境整備事業(街路事業)の整備率 16.8% (R1)

【都計】横尾土地区画整理事業の整備率 98.0% (R1)

(目標を達成した指標)

【企画/都計】耐震化が完了した主要駅(乗降者が1万人/日以上) 1駅 (H27)

5-4 食料等の安定供給の停滞

- 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、毎年担当者等の確認を行っているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応を検討する必要がある。【総務】

【商労】

- 農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、農道橋や農道トンネルの耐震点検を実施し、道路網としての役割を維持する必要がある。【農水】
- 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を引き続き促進するとともに、今後、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成を行う必要がある。【農水】
- 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、漁港における防波堤、物揚場、護岸等の耐震診断を行っており、今後は診断結果等により機能強化に向けた対策工事を行う必要がある。【農水】

(代表的な指標)

【農水】 農道の整備延長 6.0km (R 1) [再掲]

【農水】 農道・農道橋等の保全対策計画箇所数 0箇所 (R 1) [再掲]

【農水】 有害鳥獣による農林産物の被害額 7,417千円 (R 1)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していく必要がある。<県><民間事業者> 【総務】 【消防】
- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進していく必要がある。<国><県><民間事業者> 【総務】 【土建】
- 再生可能エネルギー等の普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組を進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギー等の導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【企画】 【環境】 【上下水】

(代表的な指標)

【消防】危険物施設の査察率の維持 100% (R1) [再掲]

<官・民> 大分県石油コンビナート等防災計画の見直し 随時見直し (R1) [再掲]

<官・民> 大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練の実施 毎年実施 (R1)
[再掲]

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新（耐震化）計画等に基づき、更新時に計画的に行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図るとともに、災害時における浸水対策について、早期かつ効果的に復旧するために、電気、機械設備への「防水扉」等の設置を行う必要がある。【上下水】
- 水道施設の災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置などによる電力の確保対策を行う必要がある。【上下水】
- 災害発生時に水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画（BCP）等の危機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る必要がある。【上下水】
- 民間企業や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行うとともに、災害時応援受入れマニュアル等の見直しを行い、給水体制の強化を図る必要がある。また、災害時に早期復旧できるように関係機関と必要な資機材を相互に補完できる体制の確立を図る必要がある。【上下水】
- 水道施設の老朽化対策と合わせて耐震化を着実に推進する。また、緊急遮断弁の設置検討や、給水基地の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を図る必要がある。【上下水】
- 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されるため、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用等の普及・促進を図る必要がある。【総務】 【土建】

(代表的な指標)

【上下水】配水池の耐震化率 71.5% (R1) [再掲]

【上下水】基幹管路（水道）の耐震化率 51.3% (R1) [再掲]

【上下水】基幹管路（水道）の耐震適合率 68.7% (R1) [再掲]

(目標を達成した指標)

【上下水】給水拠点の整備箇所数 148箇所 (R1) [再掲]

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設（水資源再生センター、ポンプ場等）の老朽化対策や耐震化・耐津波対策を着実に推進する必要がある。【上下水】
- 災害発生時に下水道施設の機能を維持するために必要な事業継続計画（BCP）等の危機管理マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を定期的に行うとともに、様々な事象を想定した防災訓練や研修を実施し、計画の実効性の向上を図る必要がある。【上下水】
- 農業集落排水処理施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。【農水】
- 民間企業や他の自治体など関係機関と災害時に関する協定の締結や見直しを行い、連携・協力体制を構築する必要がある。また、災害時に早期復旧できるように関係機関と必要な資機材を相互に補完できる体制の確立を図る必要がある。【上下水】

（代表的な指標）

【農水】 農業集落排水処理施設の機能強化対策整備率 18.5% [再掲]

【上下水】 重要幹線等となる管路耐震化率 38.9% (R1)

6-4 地域交通網、陸海の交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 道路の防災・震災対策や老朽化対策、緊急輸送道路等の無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する必要がある。〈国〉〈県〉【土建】
- 市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、中心市街地と各地区・地域間の交通ネットワーク化等が図られ、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、引き続き、都市幹線道路網及びこれらを補完する道路網の形成を推進する必要がある。【土建】【都計】
- 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な措置を講じた車両等の移動方法や補償等について、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。【土建】
- 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組が必要である。【都計】
- 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する必要がある。【農水】
- 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について、経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る。あわせて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、九州国道協会を通じて関係機関等と連携して検討を進める必要がある。〈国〉〈県〉【企画】【土建】【都計】
- 市内の主要駅の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組に

ついて、国・県・交通事業者と連携して検討を進める必要がある。【企画】 【都計】

(代表的な指標)

【農水】農道の整備延長 6.0km (R1) [再掲]

【農水】農道・農道橋等の保全対策計画箇所数 0箇所 (R1) [再掲]

【農水】主要林道舗装延長(累積) 2,866m (R1)

【土建】無電柱化の整備延長(整備計画路線内) 41.4km (R1) [再掲]

【土建】橋梁(緊急輸送道路)の耐震化 2橋 (R1) [再掲]

【都計】幹線街路整備延長(累積) 266.8km (R1) [再掲]

【都計】滝尾中部地区住環境整備事業(街路事業)の整備率 16.8% (R1) [再掲]

【都計】横尾土地区画整理事業の整備率 98% (R1) [再掲]

<国・県> 耐震強化岸壁等の整備率 50% (R1) [再掲]

(目標を達成した指標)

【企画/都計】耐震化が完了した主要駅(乗降者が1万人/日以上) 1駅 (H27)

6-5 防災施設の長期間にわたる機能不全

- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する必要がある。<国><県> 【土建】
- 水害を未然に防止し被害を最小限にするためには、水害監視カメラの整備など、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立及び自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策を推進する必要がある。【総務】 【土建】
- 河川改修や河床掘削などの施設整備については、既存施設を有効活用するなどコスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。【土建】
- 過去に、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場等の建設を推進してきているが、昨今の頻発化・激甚化する豪雨、台風などの浸水被害を考慮した整備計画の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの浸水対策を進める必要がある。【上下水】

(代表的な指標)

【土建】水害監視カメラ設置数 0台 (R1) [再掲] ⑨

【上下水】雨水排水ポンプ場の整備 設置6箇所 着手1箇所 (R1) [再掲]

<国><県> 【土建】大分港海岸保全施設の整備率 17.0% (R1) [再掲] ⑨

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設の充実強化及び消防団の活動支援等を推進するとともに、応急対応をより円滑に実施できるよう防災関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。【総務】 【消防】
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せ、沿道地域の防火地域や準防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市の骨格となる街路等の整備や、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進する必要がある。【土建】 【都計】
- 高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めるとともに、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める必要がある。【消防】

(代表的な指標)

【総務】 自主防災組織結成率 99.6% (R 1) [再掲]

【総務】 防災訓練を実施した自主防災組織率 55.3% (R 1) [再掲]

【都計】 一人当たり都市公園面積 14.74㎡/人 (R 1) [再掲]

【消防】 耐震性貯水槽の設置 95基 (R 1)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していくことが必要である。<県><民間事業者> 【総務】 【消防】
- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進していく必要がある。<国><県><民間事業者> 【総務】 【土建】
- 過去最大級の台風襲来で想定される最大規模の高潮についての浸水想定区域図を用いた高潮ハザードマップを作成・公表するなど、高潮被害に対する取組を推進する必要がある。<県> 【土建】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する必要がある。<国><

県＞【土建】

(代表的な指標)

＜官・民＞ 大分県石油コンビナート等防災計画の見直し 随時見直し (R1) [再掲]

＜官・民＞ 大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練の実施 毎年実施 (R1)
[再掲]

【土建】高潮ハザードマップの作成・配布率 0% (R1) [再掲] ⑨

＜国＞＜県＞【土建】大分港海岸保全施設の整備率 17.0% (R1) [再掲] ⑨

(目標を達成した指標)

【総務】津波ハザードマップの作成・配布 全戸配布 (H25) [再掲]

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県、民間と連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。【土建】【都計】
- 住宅・建築物は、市民の耐震化に関する必要性の認識不足、耐震診断・耐震改修の経済的負担が大きいことから、啓発活動及び補助制度による支援を行う必要がある。【土建】【都計】
- 沿道建築物の倒壊による被害や避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、建築物集合地域通過道路の指定に向け、国、県、市が連携して取り組む必要がある。
＜国＞＜県＞【都計】
- 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など、災害時に必要となる人材の育成・確保に取り組む必要がある。【都計】
- 大規模災害時には、道路の閉塞や燃料の供給不足等により自動車が利用できないなど移動手段が限定されることが考えられることから、効率よく現地調査等を実施できるよう自転車等の移動手段を確保する必要がある。【都計】

(代表的な指標)

【都計】住宅の耐震化率 85.1% (R1) [再掲]

【都計】特定建築物の耐震化率 91.5% (R1) [再掲]

7-4 農地・森林等の荒廃や、ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕作放棄地の拡大をもたらしていることから、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図るとともに、農村地域の共助の体制を育てることで、自立的な防災・災害復旧につなげていく必要がある。【農水】
- 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくため、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行っていく必要がある。また、高齢化により離農する経営体も増えてきており、今後は新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持につなげていく必要がある。【農水】
- 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、再造林等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する必要がある。あわせて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて推進する必要がある。【農水】
- 林道は森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、災害時は、市道や県道等の迂回路としても利用されることから、今後とも計画的な舗装整備に取り組む必要がある。【農水】
- 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を行い、被害状況を勘案した上で優先順位を決定し、地元協議を経て、ため池の改修を加速していく必要がある。しかし、想定する計画規模に対する計画に時間を要する面もあり、また、想定規模以上の地震では対応が困難となり、大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせる必要がある。【農水】

(代表的な指標)

【農水】 ため池ハザードマップ作成箇所数 73箇所 (R 1) [再掲]

【農水】 主要林道舗装延長 (累積) 2,866m (R 1) [再掲]

【農水】 年間再造林面積 15ha (R 1) [再掲]

【農水】 有害鳥獣による農林産物の被害額 7,417千円 (R 1) [再掲]

【農水】 集落での共同活動取り組み集落数 85集落 (R 1) [再掲]

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関と連携して対応する必要がある。<国><県><民間事業者> 【環境】

- 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に行うことにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していくことが必要である。〈県〉〈民間事業者〉【総務】【消防】
- 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画（風水害等対策編）に基づき、各関係機関と連携を強化し原子力災害対策を推進する必要がある。〈国〉〈県〉〈民間事業者〉【総務】
- 有機物質による水道水質への影響を回避するため、水質事故対策マニュアルの内容を検証し、現状に即した改訂を適宜行うとともに、防災訓練や研修を実施し、その実効性の向上を図っていく必要がある。【上下水】

（代表的な指標）

- 〈官・民〉 大分県石油コンビナート等防災計画の見直し 随時見直し（R1）[再掲]
- 〈官・民〉 大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練の実施 毎年実施（R1）
[再掲]

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 最新の被害想定等に基づき、災害廃棄物処理計画の見直しを進めるとともに、訓練や研修等を通じた人材育成を図ることが必要である。また、仮置場所等候補地について、佐野清掃センター埋立場、鬼崎埋立場、関崎清浄園以外の公有地や民有地についても、具体的な候補地の選定を行っていくことが必要である。【環境】
- 各清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ地震などによる工場被災も想定し更新計画の策定を進めていくことが必要である。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する対応について協議する必要がある。【環境】
- 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定していく必要がある。【環境】
- 「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法を検討していく必要がある。【環境】

（代表的な指標）

【環境】 災害廃棄物処理計画の見直し 随時見直し (R1)

【環境】 災害廃棄物仮置場候補地の選定 随時選定 (R1)

8-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う必要がある。<県> 【土建】
- 広域かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州市長会における災害時相互支援プラン」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進めるための体制の整備を進める必要がある。【総務】
- 本市では、災害時に他都市より人的・物的支援を円滑に受け入れできるよう受援計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、適宜見直しを行う必要がある。【総務】
- 大分市社会福祉協議会と連携し、企業、NPO、各種団体等で組織する「大分市災害ボランティアセンター運営委員会」において、災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動の支援を行うための連絡調整等の確認及び受入体制の整備を図る必要がある。【福保】
- 災害発生時に道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点を踏まえた就労環境の改善等を図る必要がある。【総務】
- 被災者台帳システムを活用し、迅速に罹災証明を交付できる体制を確保する必要がある。【総務】

(代表的な指標)

【総務】 大分市受援計画の見直し 随時見直し (R1) [再掲]

【総務】 若手技術者等を配置する要件設定型一般競争入札(試行) 11件 (R1)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

- 地域の絆や人と人のつながりは、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを再生し、あわせてその活性化を図っていく必要がある。【総務】 【市民】

- 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・津波避難行動計画や風水害避難行動計画、防災マップ、マイ・タイムラインの作成、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織活動の活性化を支援する取組の充実を図る必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織における防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成が必要である。【総務】
- 災害時の情報伝達を目的とした地域の放送設備を整備するため、今後も、自主防災組織を支援する取組を継続する必要がある。【総務】
- 地域コミュニティの拠点施設であり、災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館の建設や修繕、耐震補強等に対する支援を継続する必要がある。【市民】
- 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の充実を図る必要がある。【土建】
- 地籍調査を実施し土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保し、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティの再生につなげていく必要がある。【土建】
- 高度経済成長期に建設された郊外型住宅団地の活性化を目的に、指定団地において、空き家や交通対策などに取り組んでおり、今後は、他の団地や類似地域に波及させ、更なる活性化並びに地域コミュニティの再生を推進していく必要がある。【土建】
- 地域防災力の中核として「地域密着性、要員動員力、即時対応力」を有する消防団の充実を事業所等と連携して強化を図るとともに、大規模自然災害に対応するため、市町村の区域を越えた広域的な消防相互支援体制の充実強化を図る必要がある。また、U I J ターンの推進により、地域防災力の維持を図る必要がある。【商労】 【土建】 【消防】

(代表的な指標)

【総務】 自主防災組織結成率 99.6% (R1) [再掲]

【総務】 防災訓練を実施した自主防災組織率 55.3% (R1) [再掲]

【総務】 自主防災組織等への防災士確保率 89.6% (R1)

【総務】 自主防災組織等への女性防災士確保率 20.4% (R1)

【総務】 風水害避難行動計画を作成した自主防災組織率 81.1% (R1) [再掲]

【市民】 まちづくり協議会の団体数 18団体 (R1)

【市民】 ご近所の底力再生事業助成金の申請率 78.88% (R1)

【市民】 地域まちづくり活性化事業の参加者数 102,895人 (R1)

【土建】 地籍調査済み面積 116.2km² (R1)

(目標を達成した指標)

【総務】 津波浸水域内で地震・津波避難行動計画を作成した自主防災組織 (135組織) 率 100% (H27) [再掲]

8-4 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 河川・海岸堤防等の復旧や氾濫水排除などを迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者等の調達を含めた体制の維持に取り組む必要がある。【土建】【上下水】
- 過去に、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場等の建設を推進してきているが、昨今の頻発化・激甚化する豪雨、台風などの浸水被害を考慮した整備計画の見直しを行うとともに、ハード・ソフトの浸水対策を進める必要がある。【上下水】
- 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携し、コンビナートに係る護岸や堤防等の強化など地震・津波・液状化対策を着実に推進する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】
- 比較的発生頻度の高い津波に対応した海岸保全施設の整備を促進するとともに、津波遡上シミュレーションや耐震性能照査等に基づく粘り強い構造を基本とした海岸堤防や河川堤防、河川管理施設、海岸保全施設の津波対策、地震・液状化対策を検討する必要がある。＜国＞＜県＞【土建】

(代表的な指標)

【上下水】 雨水排水ポンプ場の整備 設置6箇所 着手1箇所 (R1) [再掲]

＜国・県＞ 耐震強化岸壁等の整備率 50% (R1) [再掲]

＜国＞＜県＞【土建】 大分港海岸保全施設の整備率 17.0% (R1) [再掲] ⑨

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 大規模自然災害発生時における古民家・社寺など文化財建造物の倒壊や石垣などの崩落、また、火災発生による文化財の焼失を最小限にとどめるため、文化財及び文化財収蔵施設の耐震化や防災設備の整備等を進める必要がある。【教委】
- 大規模自然災害発生時には、通常業務に従事できる職員が制限されることで、文化財被害調査・復旧を担う人材が不足して、文化財の廃棄・散逸、または復旧に遅れを来す危険性があるため、必要な調査やレスキューを迅速に行う体制の構築を推進していく必要がある。また、文化財を復旧する際に、修復できる技術を持った人材の育成と確保を行う必要がある。【教委】
- 大規模自然災害発生後は、復興に向けて急速かつ膨大なインフラ整備が発生することにより、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できない可能性が高い。有事に備え、周辺自治体との連携や業務内容の見直しにより、必要な調査を迅速に行う体制の整備を推進する必要がある。【教委】
- 大規模自然災害発生後、被災や居住者の移動等により、地域が滅失した場合は、有形・無形の

文化財の滅失や維持困難な状況が生じる可能性が高いため、地域特性に配慮した復興が実現するよう、あらかじめ文化財の点検及び概要調査等を進め、アーカイブしておく必要がある。

【教委】

(代表的な指標)

【教委】文化財収蔵施設が収蔵する文化財の点検及び適切な保存対策の実施率 35% (R1)

8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の充実を図る必要がある。【土建】
- 都市幹線道路網の形成等、様々な社会基盤整備事業との連携を図り、効率的・効果的な地籍調査の推進を図る必要がある。【土建】
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを、平常時から集約し、発災後、速やかに調整できる体制を整備していく必要がある。【土建】

(代表的な指標)

【土建】地籍調査済み面積 116.2km² (R1) [再掲]

8-7 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

- 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県等の関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する必要がある。また、風評被害により事業活動に著しく支障が生じた中小企業等に対し、資金繰り等に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】
- 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する必要がある。また、観光自粛ムードを払拭するため、国や県等の関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】
- 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等の連携体制を強化し、正しい情報を発信すべく、状況に応じて発信する情報、発信経路などの検討を行う必要がある。＜国＞＜県＞【農水】

(代表的な指標) なし

平成28年12月 策定

令和 3年 3月 改訂

大分市国土強靱化地域計画

発行日 令和3年3月

発行 大分市

編集 大分市 総務部 防災局 防災危機管理課

大分市荷揚町2番31号

電話 097-534-6111

印刷 株式会社 明文堂印刷

